

讃岐の鷹狩文化に関する基礎的研究 (中)

溝 渕 利 博*

Basic research on falconry culture in Sanuki (Part 2)

MIZOBUCHI Toshihiro

要約

讃岐の鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）は、原始・古代の猪・鹿狩から中世には鷹狩が盛んとなり、香川・香西・安富・秋山・多田・羽床氏等の武士が鷹の道に通じ、近世には鷹匠等が生駒・松平・京極氏等の家臣団に編制されて明治維新まで活動した。本稿では、讃岐における鷹狩文化の実態と鷹及び鷹の獲物の贈答・儀礼活動が地域社会秩序の形成や支配体制の確立・維持に果たした役割等を概観し、今後の課題を明らかにする。

キーワード：鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）、猪・鹿狩、鷹匠、贈答儀礼

Abstract

The falconry culture of Sanuki (including hunting culture as a prehistory) started from the hunting of boar and deer in primitive—and ancient times and falconry flourished in medieval times, with the Kagawa, Kasai, Yasutomi, Akiyama, Tada, Hayuka, and other samurai clans becoming skilled in the art of falconry. In the early modern period, falconers were organized into vassal groups such as the Ikoma, Matsudaira, and Kyogoku clans, and were active until the Meiji Restoration. This paper provides an overview of falconry culture in Sanuki and the role played by the gift-giving and ritual activities for falcons and their prey in the formation of local community order and the establishment and maintenance of the ruling system, and also clarifies future issues.

Keywords : falconry culture (including hunting culture as a prehistory), boar and deer hunting, falconer, gift-giving activities and rituals

本稿は、前近代讃岐における鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）の歴史とその社会的役割について、鷹狩文化の実態と鷹及び鷹の獲物の贈答・儀礼活動が地域社会秩序の形成や支配体制の確立・維持に果たした役割等を概観するとともに、今後の課題を明らかにすることを目的とする。（上）稿（溝渕 2025、第 83 号）では、原始～中世期を取り上げ、原始・古代の猪・鹿狩から中世の鷹狩の盛行に至るまでを、狩る王の系譜や山野支配権と関連づけて、鷹やその獲物の献上（進上）・下賜儀礼が重要な政治文化となっていく過程を中心に考察した。この（中）稿では、近世期を取り上げ、讃岐諸藩において鷹匠等が大名の家臣団の一員として幕藩制的社会秩序の確立・維持に一役を担った経緯と、讃岐諸藩における鷹匠職制と鷹狩文化の実態並びに鷹及び鷹の獲物の贈答・儀礼活動が地域社会秩序の形成や支配体制の確立・維持に果たした役割や機能等について考察する。

なお、（下）稿では、「おわりに」で全体のまとめと今後の課題を述べ、末尾に「讃岐の鷹狩文化関係年表」を付す予定にしている。

第4章 近世讃岐の鷹狩文化

第1節 生駒藩の鷹匠職制と鷹狩文化

1. 近世における鷹狩文化と鷹を介した社会秩序の形成

中世武家社会の社交においては、多くの場合、直ちに当時の政治に直結し、戦いの世界にも連結しがちなものをはらんでいたもので、中世武士は武家儀礼や礼法についての教養を身に付ける必要があった。中世後期の京都には室町將軍家を中心とした独自の文化が形成され、その中で小笠原家は武家のための公的礼法や諸礼と呼ばれる私的礼法・私的教養に関する古伝書の伝授家として重要な役割を担っていた。京都小笠原家の『万言様之事』（内閣文庫蔵）の前編には「一、物語の事、物がたりは故事を引き、古語をふまえてかたる事也。一、公界の雑談或は初めて参会の人に物語の事、山水馬鷹等の事をかたるべし、又出家ならば四節の心をかたる、是れ道也」とあり、初対面の人との話題には天候・馬・鷹等のことを話題に選べと書かれている。当時の武士にとって馬・鷹の知識が天候と同じように常識になっていたのである。また、室町期には鷹を霊鳥とし、その放鷹の獲物の雉子が食物素材として提供された場合には、それを見分けて賞味することも重要な食事作法となっていた。このように室町期の武士には、様々な武家儀礼や礼法を教養として身に付ける必要があり、当時、中央政界で管領を務めた細川氏の領国であった讃岐の武士たちにも、馬や鷹の知識・技能の習得が求められていたと考えられる(46)。

近世になると、彼らは新たに来讃入封してきた近世大名の家臣として登用され、その職能に応じて鷹匠等の役職を与えられる者もいて、近世的な藩体制の確立に一役を担った。その後、近世社会では社会の平和と安定化に伴って武威による支配が内在化され、儀式典礼が支配のための装置として不可欠のものとなり、政治も儀式典礼と無関係でなくなった。

このような状況の下で様々な象徴儀礼が生み出され、これらの儀礼は集団の統合や序列化のための装置として利用され、近世的社会秩序の形成と権威維持機能の役割を担った。中でも鷹は、古来より時の権力者の象徴として位置づけられ、鷹（山野）支配権は権力者のもとに掌握されると認められていたが、豊臣政権はこの天皇が持っていた伝統的な鷹（山野）支配権を奪い取り、江戸幕府もこれを踏襲したため、鷹狩は武威を象徴する行為として将軍・大名等の上級武士に限られた特権として位置づけられるようになった。そして各地で獲られた「鷹」の将軍への献上やその獲物である「御鷹之鳥」の下賜という儀礼行為が成立し、このような「鷹」の贈答儀礼を通じて、将軍を頂点とした諸大名の家格的編成をはじめとした地域社会に至るまでの贈答儀礼体系が形成され、その儀礼の体系が幕藩体制の礼的な秩序を維持する重要な装置の一つとなった。すなわち、近世社会は一種の儀礼社会とあり、儀礼・儀式を行い続けることによって、それぞれの身分格式の立場を確認し合うという社会秩序や政治支配秩序が形成され機能していたといえる（47）。

2. 生駒藩の鷹匠職制

生駒親正は、織田信長・豊臣秀吉に仕えて四国平定後の天正 15 年（1587）8 月に讃岐国の新領主となった（生駒家宝簡集）。親正は領国支配を円滑に進めるために、讃岐武士を積極的に登用して家臣に取り立て（讃羽綴遺録）、高松城を本拠として讃岐支配を行ったが、西讃岐の鎮めとして慶長 2 年（1597）から同 7 年にかけて支城円（丸）亀城を築いて、子の一正に拠らせた。その後、慶長 6 年（1601）に一正が家督を継いで 2 代藩主となり、翌年に高松城に移ったので、丸亀城には城代佐藤掃部を置いたという（南海通記）。寛永 10 年（1633）前後の『生駒家分限帳』（旧丸亀藩京極家編輯『西讃府志』）によれば、鷹匠頭の平塚平八を筆頭として、笹原・平尾に続いて、讃岐出身の香西（讃岐東部）・香川（讃岐西部）・渡邊（部）が鷹匠に任命されてることが分かる。「生駒家家臣分限之記」（生駒家始末録）には、鷹匠として平塚清八、香西新十郎、平尾久五郎、篠原傳七、渡部七左エ門、香西市蔵、平塚五郎兵衛、香川仁左門、香川弥五郎、平塚次郎八、香川角左エ門の 11 人、餌指として庄八、清蔵、久兵衛、三十郎、長右エ門、弥平八、吉之丞の 7 人の名が見える。また、寛永 16 年（1639）3 月の『（生駒）壱岐守家中分限帳』（松浦文庫、瀬戸内海歴史民俗資料館蔵）にも、高 200 石の平塚清八をはじめ 11 人の鷹匠と、三十郎をはじめとした 7 人の餌指がいたことが分かる。このうち平塚氏は、豊臣秀吉の鷹匠の筆頭に挙げられた平塚三郎兵衛に関係した一族ではないかと推測される。この時期、鷹狩用の鷹がハイタカからオオタカへと移り、獲物も雉から鶴へと変化する中で、生駒藩でも他の大名家と同じように中世的な伝統的な知識や伝承よりも、いかに鷹に鳥を獲らせるかといった実践的な技術を持つ優秀な鷹匠の確保を目指していたものと考えられる。

近世城下町は諸大名の専制的権力による植民計画によって成立し、その構成者の身分格式に応じて町割が実施され、侍と町人との居住地域は区分された。侍屋敷はその内部の諸階層に応じてそれぞれの居住地域に分かれ、軽輩者は集団的に居住した。矢守一彦は、近

世城下町プランには5つの類型（A戦国期型、B総郭型、C内町・外町型、D郭内専土型、E開放型）があり、このうち高松城下町は外濠の内部に上級の侍屋敷と主要町屋を含む内町と外町の出現という特色を持つC型に該当し、幕藩体制の成立期に新設ないし改修された城下町であるとし、階層的身分制や軍事的都市としての配慮が城下町の地域制に顕現しており、播鉢谷川－三十郎堤－仙場川は惣構えとみることもできると述べている。寛永16年（1639）頃に作成された「生駒家時代讃岐高松城屋敷割図」（高松市歴史資料館蔵）には、三番丁まで城下が形成されており、その南端西外れに「ゑさし町」が記されているが、その近くにあったと思われる鷹匠屋敷ないし鷹匠町の位置は不明である(48)。

＜表1＞ 讃岐生駒藩の鷹匠等一覧

年 代	氏 名	内 容	出典史料等
寛永10年 (1633)	平塚平八	高二百石 鷹(匠) 平塚平八	『生駒家分限帳』
	笹原傳七	鷹(匠) 米八石斗五人ふち	
	平尾久五郎	鷹(匠) 高十一石米六石三人ふち	
	香西新十郎	鷹(匠) 米二十石三人ふち	
	香川仁左衛門	鷹(匠) 米七石三人ふち	
	渡邊七左衛門	鷹(匠) 米七石三人ふち	
	香川彌五郎	鷹(匠) 米五石三人ふち	
	香西市蔵	鷹(匠) 米七石三人ふち	
	平塚五郎八	鷹(匠) 米七石三人ふち	
	香西覚左衛門	鷹(匠) 米七石二人ふち	
	香川吉右衛門	鷹(匠) 米七石二人ふち	
〃	少八	餌指 米六石四人ふち 少八	〃
	長右衛門	餌指 米六石三人ふち 長右衛門	
	久兵衛	餌指 米六石三人ふち 久兵衛	
	三十郎	餌指 米六石三人ふち 三十郎	
	吉之丞	餌指 米五石三人ふち 吉之丞	
	彌兵衛	餌指 米六石三人ふち 彌兵衛	
	清蔵	餌指 米六石三人ふち 清蔵 ゞ 米百二十二石斗 五十二人扶持	
寛永16年 (1639)	平塚平八	鷹匠 高二百石 平塚平八	『老岐守家中分限帳』
	香西新十郎	鷹匠 新田十三石切米貳拾石・三人ふち	
	平尾久五郎	鷹匠 新田拾石・切米六石・三人ふち	
	篠原傳七	鷹匠 米十八石・十五人ふち	
	渡部七左衛門	鷹匠 切米七石・ふち三人	
	香西市蔵	鷹匠 切米七石・三人	
	平塚五兵衛	鷹匠 同断 平塚五兵衛	
	香川仁左衛門	鷹匠 同断 香川仁左衛門	
	香川弥五郎	鷹匠 切米五石・三人 香川弥五郎	
	香川角左衛門	鷹匠 貳人ふち 香川角左衛門	
	平塚五郎八	鷹匠 貳人ふち 平塚五郎八	
〃	庄八	餌指 六石貳人 庄八	〃

	清蔵	餌指 六石三人	清蔵	
	久兵衛	餌指 四人ふち	久兵衛	
	三十郎	餌指 七石三人	三十郎	
	長左衛門	餌指 六石三人	長左衛門	
	弥兵衛	餌指 六石三人	弥兵衛	
	吉之丞	餌指 五石三人	吉之丞	

＊「生駒家分限帳」旧丸亀藩京極家編輯『西讃府志』藤田書店、1929年、1047頁～1049頁。『(生駒) 壱岐守家中分限帳』(松浦文庫、瀬戸内海歴史民俗資料館蔵)。

3. 生駒藩の鷹狩文化

元和6年(1620)の生駒高俊鳩網免許状、寛永元年(1624)の生駒家奉行鶉網免許状、同3年の鳩網免許状、同5年の鶉網免許状が富田中村政所(有馬)勝左衛門に出され、生駒氏による讃岐領内における鳥捕獲に関する規制と捕獲免許状の発行が行われていたことが分かる。当時の政所は戦国期の地侍・土豪層に系譜を持つ地域権力者であり、生駒家分限帳に「所々政所高取」として知行が与えられている。いわゆる鷹の支配権(狩猟権)は、大名の領有権とは別の統治権とでもいうべき性格を持っていた。すなわち、個々の地侍・土豪層の所領支配権を超えた狩猟権というものを大名は領内に行使して、その与奪を通じて近世的な藩体制を確立していったのである。

寛永11年(1634)閏7月18日付生駒壱岐守(高俊)宛藤堂高次「覚」には「一、公儀御法度と在之儀者、不寄何と大事ニ被懸可燃事。一、不断慰弓鉄砲馬など可燃候、但家中之もの馬など揃見被申候事、堅無用之事。(中略)一、鷹狩・川狩并舟あそびあいあいにわ可燃候、毎々など者無用之事。一、鹿狩之事、大きな催、とまりがりなどわ無用之事。一、かりそめにも遊山がましき事、無用に走路云う、萬事身持江戸可為同前事」とあり、讃岐生駒藩4代藩主生駒高俊に対して後見役の伯父藤堂高次(藤堂家宗家2代目・伊勢津藩2代藩主)が「鷹狩・川狩并舟遊」はあいあいにはよいが、毎々は無用だと戒めている。それだけ生駒家では鷹狩等がよく行われていたことが分かる(49)。

讃岐における鷹狩文化隆盛の背景には、17世紀～18世紀における新しい近世領主権力の土木事業や新田開発による近世的景観の形成があった。戦国期から築城・道路建設等の軍事用途に使われた土木技術によって溜池群が造成され、また、河川の上流部に取水口をつくり、用水路を通じて台地上等の用水不足地にも引水が可能となり、堤防も長大で堅固な連続堤を築くことができるようになった。こうした水利技術の変革・進歩により、水田の拡大と水田経営の安定がもたらされた。その結果、豊臣秀吉の頃に約150万町歩であった全国の耕地面積が、100年後の元禄頃には2倍近くの約300万町歩に増加するなど、新田開発は平野部の自然環境を大きく変革し、それまでになかった規模の国土開発時代となった。

各藩における新田開発の状況も、藩石高の推移に表れている。天正15年(1587)に生駒親正が、讃岐の初代藩主になったときの藩石高は17万石であったが、それから53年後の寛永17年(1640)、4代藩主高俊の時代には、23万3千石に増加しており、この時代に

新田開発の度合いが高かったことを示している。新田開発の進展には水利の開発が欠かせず、特に水不足の讃岐国では、生駒氏が灌漑用水の確保と新田開発のために溜池の築造・修築や河川流路の整備事業に力を入れた。このようにして新田開発の中で生み出された新しい生態系は、水田と草山を共通の土台としながら、水田と集落が広がる農村風景に変貌し、河川と溜池と用水路の有機的なネットワークが確立した。そして水田を利用していたのは百姓だけでなく、その上空の空間も利用された。広々と広がる水田は水鳥たちの格好の餌場ともなった。前者を主に利用していたのは百姓であり、後者を主に利用していたのは武士であった。つまり、近世期に開発された水田では、地表面の百姓―農業（牛馬）系テリトリーと上空の武士―鷹狩（鷹）系テリトリーという2つの系統を軸にした複合的な自然環境と近世型な生態系が生成されていったといえる（50）。

第2節 讃岐丸亀藩の鷹匠職制と鷹狩文化

1. 丸亀山崎藩の鷹匠職制と鷹狩文化

山崎家治は、元和3年（1617）に因幡国若狭藩から備中国川上郡成羽に入封し、備中成羽藩での新田開発等の実績を買われて、寛永15年（1638）に肥後天草富岡藩主として加増転封され、島原・天草一揆で荒廃した天草の立て直しを任された。そこで家治は富岡城の再建や新田開発等に着手するとともに、同年9月には肥後熊本藩主細川忠利の家臣下津宗政を通じて鶉取之鶴を所望し、同16年10月には天草で鹿狩等を行い、同17年8月には細川忠利に対して隼を求め、9月には本渡で鷹狩を行うなど鷹好きであったことが分かる（51）。この間、讃岐を統治していた讃岐生駒家は、寛永17年（1640）7月に「家中仕置無沙汰（生駒騒動）に付き」として改易処分を受け、出羽国由利郡矢島に「堪忍分」1万石を与えられることとなったため、その後の讃岐国は西讃岐（丸亀藩）と東讃岐（高松藩）に分割統治されることになった。このうち西讃岐には天草富岡藩主の山崎家治が寛永18年9月に讃岐丸亀藩主として転封となり、家治は翌年7月に一国一城令で廃城となっていた丸亀古城の修築を幕府から許され（徳川実紀）、白銀300貫の補助を得て再築城に取り掛かり城下町の整備にも力を入れた。侍や町人の屋敷割については生駒氏時代の屋敷割を踏襲したようで、大名の転封（国替）時に旧城主から新城主引き継がれる記録の中に御城絵図・御家中并町方絵図が含まれており、これらを参考にしたものと考えられる。

家治が正保2年（1645）に幕府へ提出した「讃岐国丸亀絵図（正保城絵図）」（国立公文書館蔵）には、生駒時代の古町（北部の海辺と城下北西部）に対して新町が形成され、城下は南から北へ、西から東へと広がっていった。家治は、城下の発展と領内支配を円滑に進めるため、在地の豪族らを城下に移住させ、侍町も整備され北外堀の西側には「鷹匠町」、そこから西南の中府口筋には「餌指町」が描かれている（52）。山崎丸亀藩では、丸亀城の修築や城下町の整備とともに、町新田（現丸亀市新田町）や大野原開拓事業（現観音寺市大野原町）等の新田開発や溜池の築造・修築に力を注いだが、鷹狩の具体的な実態

や鷹匠職制及び鷹匠名等については、確認できる分限帳等の根拠史料が見当たらず、今後の研究課題である。山崎家は3代藩主治頼が3歳で家督を相続した際、叔父の豊治（家治の二男）に三野郡の5000石を分知して後見人としていたが（山崎家譜）、万治元年（1658）に治頼が死去したため無嗣のため御家断絶となり、豊治に父家治の旧領成羽を知行（交代寄合旗本5000石）させるという幕府のはからいで成羽へ入封することになった。成羽に移った豊治は、陣屋「（山崎）御殿」を完成させるとともに、成羽陣屋町の形成に尽力し、享保時代の「成羽陣屋町図」には侍屋敷に「鷹部丁」の名が見える（53）。

2. 丸亀京極藩の鷹匠職制と鷹狩文化

1) 丸亀京極藩の鷹匠職制

丸亀京極藩の初代藩主京極高和は、寛永14年（1637年）6月に出雲・隠岐26万石の藩主であった伯父の京極忠高（父高政の兄）が没したため、その末期養子となり、同年12月に播磨龍野藩6万石へと減封となった後、万治元年（1658）に丸亀藩へ転封となる。伯父で養親の京極忠高は鷹狩・茶事・和歌を嗜む教養人であったが、特に鷹狩が好きで出雲国内で何度も鷹狩を行っており、当時の職制には鷹師頭・鷹匠の役職があり「猿木彌五右衛門参百石」をはじめとした鷹匠衆11人に高1230石を給している（54）。「元禄年間丸亀城下ノ図（写）」（丸亀市立資料館蔵）には、山崎時代と同様に、外堀の西側に「鷹匠町」、その西南に「餌指町」が見えるが、これも生駒時代の家臣団配置の前例を元にしたものと思われる。宝暦13年（1763）～寛政11年（1799）に調整された「諸国当城之図」（広島市立中央図書館「浅野文庫」蔵）には、外堀の西側に「鷹匠丁」、その西南に「小者ヤシキ」の名が見える。ところが文政11年（1828）の「丸亀城下町絵図」（丸亀市立図書館蔵）には、旧鷹匠町地区に20名の侍屋敷が、旧餌指町地区には「持筒ヤシキ」等が描かれており、その間に丸亀京極藩の鷹匠職制等に変容があったものと考えられる。そして安政5年（1858）編『西讃府志』には、「鷹匠町 宅倉二十、餌指 宅倉三十四」とあり、町名はそのまま継承されていることが分かる（55）。但し、京極丸亀藩の分限帳には鷹匠等の役職名や人名が記されたものが確認せず、鷹匠職制があったかどうかは不明である。

天保9年（1836）6月の「両御巡見様御越ニ付御尋之趣御答控」（丸亀市立図書館蔵）には、藩主の鷹狩等について記されており、「長門守（6代藩主京極高朗）在国之節者何ヲ慰ミ居申候哉、鷹野杯ハ有之候哉、折々国廻り有之哉」という問いに対して「殿様（京極高朗）御在国之節指而御慰ミと申義無御座候、御家中之武芸者折々御覧被成、鷹者無御座候、折々在へ御廻り被成る候」、「巢鷹有無之事」については「当所ニ無之事」とあり、丸亀京極藩では藩主の鷹狩は行われず、鷹の所有も巢鷹等の鷹場もないと答えている（56）。しかし、丸亀京極家の御連枝で、元老として藩政中枢部で政務にあたった京極高周・高岑父子の日記には、天保14年（1844）5月「廿五日、殿様（京極高朗）江笹海苔（壺包）、塩鷲（式羽）被下御礼、直書御返答差上ル」、同15年7月「六日、殿様より横川安蔵御使

ニ而、白鷺壺羽、茄子、ずいき、御菜園御出来ニ付被下候。同月「七日、(梶)源左衛門江、先日之御土産、暑中御肴御請、并昨日御菜園物并白鷺被下御受も申入置也」、同年10月「廿六日、殿様より笠原太郎御使ニ而、御猟之にし壺、たいらげ三ツ、黒鴨壺羽被下候」、同年11月「廿三日、殿様江、折節見当りニ付、鴨壺羽、わけぎ、くわい、山葵、ぼら三本差上ル」、安政3年(1857)12月「十二日、拙者(京極高岑)より(中略)鶴粕漬之替りニ、雀百五十羽粕漬致、(中略)寒中之直書与一处致候而差上候事」、万延元年(1860)6月「同日(五日)、拙者より極内々、大鯛壺枚、酒二樽、右者毎々鳥献上ニ付、手紙添ニ而、水野惣治江被下候事。心覚ニ相認候事」とあり、「鳥献上」という言葉が一般化するなど、藩主や家臣団相互に猟によって獲られた鳥類や魚貝類の贈答活動が日常的に行われ、文久4年(1864)3月には「大殿様(京極高朗)よりきじヲ御料理ニ相成候」と雉料理の下賜があったことが分かる。すなわち、丸亀京極藩では、3代藩主京極高或までは御鷹御用という形で家臣を任用して鷹狩等を行っていたが、それ以後は財政難によって享保12年(1727)に倭約令が出されるなどの藩政改革が実行されたために鷹狩等は縮減されたのではないかと思われ、贈答活動に必要な鳥類等の取得は領民への賦課によって補われた可能性があると考えられる(57)。

＜表2＞ 丸亀京極藩の鷹匠等一覧

年 代	氏 名	内 容	出典史料等
正徳4年 (1714)	滝清左衛門	表中小姓の滝清左衛門に御鷹御用を命じ扶持式人を下される。	『(多度津藩)書入分限帳』
正徳5年 (1715)	滝三左衛門	滝清左衛門の倅三左衛門へ御鷹介添を命じる。	〃

2) 丸亀京極藩の鷹狩文化

①丸亀京極家の伝統と藩主の鷹狩(御鷹野)

京極家の伝統について、『太平記』巻二十一には、暦応3年(1340)10月、「バサラニ風流ヲツクシテ」鷹狩に興じた佐々木(京極)道誉と子の秀綱の婆娑羅ぶりが描かれている。道誉は能・連歌・茶道・花道・香道等の芸能文化に深い関わりを持ち、準勅撰連歌集『菟玖波集』には道誉の作が72句登載され、二条良基の連歌学書『十問最秘抄』にも「道誉など好みし比は、其の風情をみなせしなり」とあって、道誉の連歌が一世を風靡するなど、道誉は動乱の中世にあって文学・芸能の先頭に立って、その婆娑羅ぶりを発揮した守護大名であった。その伝統を受け継いだ丸亀京極藩主も鷹狩の他に、学問や詩歌・絵画等に親しみ、それぞれの分野で優れた才を見せる文人藩主が続いた。領内にはこれらに関連した藩主の御茶屋や別館等が設けられている(58)。

初代藩主京極高和が家老岡七郎兵衛に宛てた書状の中に、年月不詳21日付の「此鳥今日はしめててつ本うニて三つうち、壺つハたゝいま里やうり、壺つハかけ見申候、きのふはつ鳥やり不申候間、我等てからの鴨一志き十五遣候、今日より鶴とをり申候間、やかて

鶴壺つうちハしかへり可申候、このよし九郎兵衛にも可被申候、当月中ハやうもなく候へ
ハゐ可申候、其元かわる事もなく候や萬事ゆたん候ましく候」、同 10 日付の「鳥事外たく
さんニ而はやひきとりニ成候間、又天気よく候へハ鳥なへ候間、明朝も早く出申候間、貴
殿は早くより御出何もあしらい尤ニ候、」、同 9 月 22 日付の「二三日ハ事外鶴とをり候へ
とも一つもおり不申候、やかてかへり可申候、(追而書) 尚々鶴ハ貴殿於くへも里やうり
してふるまい尤ニ候、今晚ハくわんおんちニと満り申事ニ候」とあり、藩主自らが鳥打ち
に出掛けていること分かる (59)。

丸亀藩初代藩主京極高和の時代に、笠岡村七尾原の治左衛門が鷹を捕らえて藩主に献上
して褒美をもらったことが「国市池由来」に見える (60)。元禄 3 年(1690)時点の大名評判
記『土芥寇讎記』第二十巻には「京極備中守源高豊、卅五歳、(中略) 家人諸藝ヲ嗜、風
俗ハ少々奢リ有リ。地ニ禽獸魚柴薪多シ。土地中ノ上。高豊、才智有テ、文武ヲモ少々学
ビ、心意悠然トシテ、行跡穩和也。家民ノ仕置ヲバ、頼母祐并家司共ト相談シテ執行。高
豊、以前ハ相撲ヲ好、其勝劣ヲ見テ慰トス。近年ハ是ヲも止ラルト聞」とあり、丸亀京極
領内には「禽獸魚柴薪」が多く、2 代藩主京極高豊も延宝 6 年(1678) 10 月 26、27 日に
三野郡の塩山より管浦まで鷹狩に行っている(富井家文書「京極御系図」)。3 代藩主京極
高或も、享保 5 年(1720) 6 月 21 日に明日野辺へ御鷹を召し連れて遊びに出る由を滝清左
衛門に申し付けたが、延期になっている。この滝清左衛門は、宝永元年(1704)に矢野儀
兵衛から改名し、正徳 4 年(1714)に御鷹御用を命じられており(多度津藩書入分限帳)、
同年 7 月 21 日には、京極高或が多度津焰魔堂へ御鷹を召し連れて遊びに来られたので、
この滝清左衛門が御供したとある。同年 7 月 27 日にも京極高或が野辺(松崎隼うち)へ
お出になられたで、滝清左衛門に御供を申し付けている(多度津藩日記)。また、江戸詰
となった井上通女の『江戸日記』の天和 2 年(1682) 11 月 15 日の項には、弟の澤之進
(益本)からの手紙に「(国許では)あとの月の廿五日に御鷹狩の御ともして、山谷やぶ
さわなど、いとすこやかにはしりありきたるよし申給る」とあり、通女からの享保 9 年
(1724) 2 月 17 日付(江戸藩邸詰の 3 男清七郎宛て)書簡には「殿様(3 代丸亀藩主京極
高或)、尤つねに御替被成候事はさのみ無之、御鷹野・御舟などにも不絶御出あそばし候
と認めるなど、藩主が側近を御供に連れて御鷹野等に出ていることが確認できる (61)。

②藩主の領内巡視と鳥の口米

丸亀京極藩主の領内巡視は「殿様御乗廻」と称されることが多く、迎える側では「殿様
御成」といった。史料上で領内巡視の記述がみられるのは、4 代藩主から最後の 7 代藩主
までの 4 人で、4 代高矩 2 回(享保 19 年、寛延 3 年)、5 代高中 5 回(安永 8 年、寛政 2
年、同 4 年、享和 2 年、文化 5 年)、6 代高朗 5 回(文化 11 年、文政 12 年、天保 2 年、同
14 年、嘉永元年)、7 代朗撤 2 回(文久 4 年、元治元年)の計 14 回が確認されるが、この
他に多度津藩主(高賢)、藩主家連枝(高周)の巡視もみられる。これらの巡視は不定期
で、概ねその目的は領地の広さ、土地の肥瘦、風俗の良否、農民の働きぶりなどの民情視

察にあったと推定される。丸亀京極藩では初代から3代までは鷹狩が民情視察の役割を兼ねていたが、4代以降は領内巡視という形で行われるようになったものと考えられる。このような廻村巡視は、藩主の側からは領内把握や民情視察等のために必要なことであっても、村役人・村人等にとっては負担を強いられたことに相違ない。

丸亀藩では、春免年貢の他に様々な雑税が課せられ、天保14年（1843）の上勝間村「御年貢米算用帳」（白井家文書）には、口米・夫役・鳥の口米・種米元利が見られる。このうち鳥の口米とは、村高の内、永捨等の分を除いた高1000石につき米1升が鷹狩のための鷹の飼育代に充てられたものである。また、江戸前期の農村にはまだ鉄砲が多く預けられていて、獣害を防ぐために仕留められた獣は食肉として貴重なタンパク源となっていたが、5代将軍徳川綱吉は生類憐憫政策の一環として貞享4年（1687）12月に諸国鉄砲改めを実施したため、讃岐丸亀藩でも村に残されていた鉄砲について、獣を駆除する“農具としての鉄砲”と、狩猟を目的とする“猟具としての鉄砲”に分けられて鉄砲改めが行われたものと思われる。その後も定期的に鉄砲改めが実施されていることが豊田郡井関村の「佐伯家文書」等によって追認できる（62）。

③ 拝領御鶴の宿次

安永5年（1776）に土州様拝領御鶴（9代土佐藩主山内豊雍が10代将軍徳川家治から拝領した「御鷹之鶴」）について、備前下津井名主から丸亀西平山庄屋方へ送り書添が来たので、月番年寄がその書付を写して丸亀京極藩奉行所へ届け出ている。徳川将軍家は瑞鳥とされた鶴御成で獲た「御鷹之鶴」を、毎年、新年のお祝いとして天皇へ献上するとともに大名へも下賜したが、将軍家からこの「御鷹之鶴」を拝領できるのは御三家・御三卿の他、一部の大名に限られていたので、土佐の山内家にとっては「御鷹之鶴」の拝領は名誉なことであった。丸亀城下町に関する万治頃以後の記録『古法便覧』には、「御鷹之鶴」を船場で受取った後、会所玄関前へ筵一枚敷いて玄関四畳間へ上げ置き、下津井名主へは請取書を渡したと、通町年寄からは、新田庄屋方から松平土佐守様の御鶴御請之御奉書及び宿次御添書が送られた旨の受取書を備前下津井名主宛てに送ったと記されている（63）。

3. 多度津京極藩の鷹匠職制と鷹狩文化

1) 多度津京極藩の鷹匠職制

丸亀京極藩2代藩主京極高豊が元禄7年（1694）に病死し、世子高或が丸亀京極藩の3代藩主となり、庶兄高通が1万石を分知され多度津藩初代藩主となった。多度津藩へは本家丸亀藩から約30人の家臣が移った（多度津藩書入分限帳）が、藩政は丸亀の壱岐守（高通）御屋敷で執り、約10人程の藩士が多度津へ駐在したという。文政10年（1827）に多度津陣屋が完成し、多度津藩4代藩主京極高賢が同12年に多度津へ移っている（64）。

正徳4年（1714）3月19日、滝清左衛門（宝永元年（1704）に矢野儀兵衛から改名）に御鷹御用を命じて扶持2人を下され、翌年9月2日には倅の三左衛門に（御鷹）介添を命じている（多度津藩書入分限帳）。享保年間には鷹匠の滝清左衛門・三左衛門と餌指の左衛門、元文年間には鷹匠の塩山浅右衛門・磯野為五郎・雑賀・嶋恆右衛門、寛政年間には餌指の次之助がいた（多度津藩日記）。「多度津藩惣分限役名付御合力」には「拾式人扶持同（徒士頭） 瀧清右衛門」の名が見え、嘉永5年（1852）の「多度津藩分限帳」には「扶持拾式人 滝清右衛門」とある（65）。

＜表3＞ 多度津京極藩の鷹匠等一覧

年 代	氏 名	内 容	出典史料等
正徳4年 (1714)	滝清左衛門	表中小姓の滝清左衛門に御鷹御用を命じ扶持式人を下される。	『(多度津藩) 書入分限帳』
正徳5年 (1715)	滝三左衛門	滝清左衛門の倅三左衛門へ御鷹介添を命じる。	〃
享保6年 (1721)	滝清左衛門	(鷹匠) 滝清左衛門	『多度津藩日記』
	滝三左衛門	(鷹匠) 滝三左衛門	
	佐衛門	餌指 佐衛門	
元文2年 (1737)	塩山浅右衛門	鷹匠 塩山浅右衛門	〃
	磯野為五郎	鷹匠 磯野為五郎	
	雑賀	鷹匠 雑賀	
	嶋恆右衛門	鷹匠 嶋恆右衛門	
寛政4年 (1792)	次之助	餌指 次之助	〃

2) 多度津京極藩の鷹狩文化

享保6年（1721）正月6日に、初代多度津藩主京極高通が御鷹を召し連れて在辺へ出ている。同月16日にも京極高通が野辺へ出られたので、御鷹を差し出し、同月28日には高通の御鷹野に（滝）清左衛門父子が御供しており、2月3日にはその際の御鷹の羽合わせが良かったので、鷹匠の清左衛門・三左衛門、餌指の佐衛門へご褒美が下された。享保12年（1727）正月11日には大見村狩場で御狩（兎狩）が行われ、七郎兵衛・源介・友右衛門が御供し、九兵衛・五兵衛その外御家中の若き面々が残らず召し連れられ、勢子200人余が駆り出された。同年8月6日には滝三左衛門へ御鷹を倅約のために放つよう仰せ付けており、元文2年（1737）3月2日には2代多度津藩主京極高慶が、先年に鷹匠として召し出した4人（塩山浅右衛門・磯野為五郎・雑賀・嶋恆右衛門）に御暇を下している。同年9月7日には先日、滝三左衛門が上申した御鷹3居のうち、餌飼が難儀するので、宜しくない1居を放つよう申し達しがあった（多度津藩日記）。文久3年（1863）10月15日に「弥谷寺山御鹿狩御出遊はされ候」とあり、翌16日には「弥谷寺辺御山狩御獵の鹿二疋、今日大隊御調練一昨日罷出候面々へ少々宛下れに相成り」とある。鹿の肉は、菓喰と

称して邪気を払い血行を良くして健康を増進し、その上に美味というから御調練衆も満悦だったと思われる。慶応2年（1866）11月3日には「今朝より鹿、多度津山へ参り候に付注進有之。殿様（京極高典）六ツ時過御供揃にて御出遊はされ候。晩方白方徳行の松にて見当たり殿様御手自御小筒にて打留遊はされ候大男鹿也。兎も一疋御猟有之」と日記に誌されている。明治4年（1871）正月22日にも多度津藩知事京極高典の御供で高谷辺沖で御猟し、鴨1羽を得るなど（多度津藩日記）、江戸後期になると、多度津藩では藩主の狩猟の中心が次第に鷹狩から鹿狩・追鳥打等へと移ってきていることが分かる（66）。

第3節 讃岐高松藩の鷹匠（御鷹方）職制と鷹狩文化

1. 讃岐高松藩の鷹匠（御鷹方）職制

1) 讃岐高松藩主高松松平家の由緒・家格と讃岐高松転封の政治的意図・役割

高松松平家は徳川一門の家門で、御三家の一つ水戸徳川家の御連枝である。殿席は黒書院の溜間詰大名席で、幕政の重要事項や老中の任命等について將軍の諮問に与るなど、幕府から元老格待遇を受けていた格式を持つ家柄であった。特に初代藩主松平頼重は、徳川家康の11男水戸初代藩主徳川頼房の長子で、元和8年（1622）に江戸で生まれ、家康の孫にもあたっていたので、御連枝の中でも最も高い位置づけられて幕府の信頼も厚かった。

松平頼重の讃岐高松への国替意図については、『英公日曆』の寛永19年（1642）2月28日の条に「西国中国之御目附心想思召由被仰出候」とあり、頼重は3代將軍徳川家光から讃岐高松転封にあたって西国・中国の目付け役を命じられている。讃岐は、瀬戸内海に面した海上交通の要所で、古代から軍事的にも経済的にも重要な地政学的な位置を占めていた。時あたかも西日本ではキリスト教禁止令、天草・島原一揆、ポルトガル船来航禁止令等の国内外の情勢の変化によって、瀬戸内海の沿岸警備が喫緊の課題とされる時代的背景があった。このような時期に、松平頼重は西国・中国の目附としての政治的役割を担って讃岐高松に赴任したのである。そのため頼重には、幕府の海禁体制整備期にあたって西国・中国の監視役としての瀬戸内海沿岸防備体制の強化と、御家門大名としての揺るぎなき領国支配の安定的経営が期待され求められていたのである。すなわち、讃岐高松藩成立には、近世前期における西日本を中心とした国内外の政治情勢の変化（豊臣系西国大名の動向やキリシタン対策）、讃岐の地政学的な位置、3代將軍徳川家光の政治的意図、高松松平家の由緒・家格等が深く関わっていたのである。

2) 讃岐高松藩の鷹匠（御鷹方）職制

松平頼重が高松に入封した寛永19年の『讃州高松分限帳』には、150石の鷹匠頭平尾又市をはじめとして、4名の鷹匠（石塚清右衛門・吉原文太夫・松崎勘七・飯泉大八）と

2名の餌指（甚太郎・又右衛門）が高松藩の放鷹制度を支える役人として配属されていた。これら7名は前任地の下館時代から頼重の家臣で、特に鷹匠は近世兵書の行軍図解において主将の座右に位置されるなど、藩主との結び付きも強く、世襲性が濃い特異な技術者集団であったと考えられ、吉原家と松崎家はこれ以降も長く高松藩の放鷹制度を支える中心的な家であったことが高松藩分限帳等からも判明する（67）。

『天明七末年（1787）十一月廿七日改（讃岐高松藩）分限帳』（西尾家蔵）によれば、讃岐高松藩には鷹師頭吉原文太夫（100石）のほか、鷹師小頭1名（13石3人扶持）、手鷹匠2名（12石3人扶持、9石3人扶持）、鷹匠鳥見2名（7石3人扶持）、鷹匠5名（7石3人扶持、5石3人扶持）の合計11名がいたことが分かる。鷹匠鳥見という役職は、寛文年間（1661～73）に「光宗徳右衛門 代々鷹匠鳥見」とみえ、これより以前に設けられたものと考えられ、この背景には、享保期に行われた幕府の鷹場制度改革の影響で、それまでの「鷹匠中心の鷹狩」から地方支配を強化する「鳥見中心の鷹場制度」へと大きく変化したことと関係がありそうである。各種分限帳等によれば、高松藩には鷹匠（師）頭・御鷹方頭―手鷹匠（師）、鷹匠（師）小頭―鷹匠（師）―鷹匠鳥見―鷹匠鳥見格―鷹匠鳥見並、餌指―犬牽等の鷹匠（御鷹方）職制が存在していた。鷹匠（御鷹方）職制の身分と格式には、長袴以下の鷹師頭、番組以下の鷹匠小頭・手鷹匠が御目見以上で、士分の鷹匠、それ以外に鷹方手代・餌指・犬引・鷹犬・鷹山番等があった。このような鷹匠（御鷹方）職制の整備は、「御鷹之鳥」の下賜儀礼や鷹巣山・鷹狩場の維持等と相俟って藩の放鷹制度を支える組織として成立し、藩体制の確立や幕藩制的身分社会の構築に大きな役割を果たしたのである（68）。

鷹匠頭は鷹匠や餌指・犬牽等を管轄し、鷹狩の際には指揮官となり、鷹の飼育所である御鷹部屋を管理した。鷹匠は鷹師とも呼ばれ、放鷹（鷹狩）に使う鷹の飼育・訓練等をはじめ鷹に関する事を掌り、配下には餌指や犬牽・中間等がいた。安永8年（1779）3月の「御鷹方郷中江泊り鷹野ニ罷出候節」（別所家文書「安永八亥御用留」）によれば、「一、御鷹師・餌指・御中間人数ニ応し、壱日壱人草鞋壱足宛請取可申候」とあり、鷹野（鷹狩）に村方が鷹師・餌指・中間用の草鞋を用意していたことが分かる。藩の放鷹制度を維持するためには鷹の供給が不可欠であったので、巣鷹探しも行った。鷹は松の大木の高い枝上に巣をかける特性があり、外敵に襲われなければ、毎年、同じ巣に卵を産み、ヒナを育てる性質を持っていた。藩はその場所を「鷹の巣」と呼び、鷹巣山として入山を制限するとともに、鷹の巣だけでなく木々の伐採等を含めて山全体を管理したのである。このように鷹が生息する鷹巣山や鷹取山を手中に収めることは、新領主にとって領内山野支配の拠点を押える政治的な意味をもち極めて重要な行為であった（69）。

鳥見は鷹場の維持・管理をするとともに、治安の維持や石高調査・野間余業等在方産業の把握と統制、街道筋や鷹場の橋・道等の修復整備の指示、祭礼・興行等諸行事の把握と統制、法令伝達経路の整備等、農民支配の多岐細部にわたっており、地方支配により深く関係していたため、身分的地位的には鷹匠よりも低かった。宝暦4年（1754）の「戌春郷中江申渡覚」（別所家文書「宝暦四戌御用留」）によれば、「一、鉄炮持致徘徊候義者、兼

而重キ御法度ニ候所、既ニ当正月十三日西植田村、二月廿六日於三本松村も、鉄炮持候者ヲ、鳥見之毛の目附追駈候所、鉄炮者捨置き逃去り候、(下略)」とあり、鳥見が郷中の鉄砲管理や治安維持業務に携わっていることが分かる。

餌指は鷹匠の下にあって、鷹の餌の捕獲を役割とし、饅頭笠の独特の風俗で、腰に籠、手に長いもち竿を持って雀等の小鳥や堂鳩（土鳩）等を捕ったとされる。穂先にねばねばしたトリモチを塗った竹竿を手に小鳥を探した。胸には各種の鳥笛をぶら下げて、鳥の種類ごとに専用の笛を吹いて呼び寄せた。鷹を飼育するための施設を御鷹部屋といったが、彦根藩では餌指 1 人で 1 日に雀 10 羽と鳩 3 羽を御鷹部屋に納めることになっていた。餌指は集団で住んで餌指町を形成することが多く、高松藩・丸亀藩でも鷹匠町と餌指町が近くに設けられており、『讃岐国名勝図会』等によれば、高松藩では御鷹方屋敷・御鷹部屋・鳩蔵が御林（現栗林公園）の東に設けられていたことが分かる（70）。

鷹狩に使用する犬を鷹犬といい、犬牽は鷹犬の訓練を役割とし、狩猟の際には勢子人足とともに、獲物を追い出すために鷹犬を使った。鷹犬は御鷹部屋に付属した犬部屋で飼育訓練されるのが通例であったので、高松藩でも御鷹部屋に隣接して犬部屋が設けられていたものと推測される。

近世前期の高松城と城下町の景観を描いた「高松城下町図屏風」（香川県立ミュージアム蔵）には、城下から東へ向かう街道筋に、鷹匠と犬牽の一行が描かれている。鷹匠は白い衣服を着用して菅笠を被り、左手には鷹を据えて、右腰には餌袋を留めている。鷹は羽根が青い色に描かれ、平安中期の源順の辞書『和名類聚抄』には「一歳の鷹は黄鷹と名付ける。二歳の鷹は撫鷹と名付ける。三歳の鷹は青鷹・白鷹と名付ける。今按ずるに、青鷹・白鷹とは色に随った名である」とあるので、おそらく 3 歳の青鷹であろう。一方、犬牽は緑色の布布を着て帽子を被り、右手には赤い首輪を巻いた白い犬を縄で牽いて鷹匠に従っている。のち別所家文書『文化二丑年・丑年御用留・十一月』（香川県立文書館蔵）には「十一月五日、一、鷹匠・餌指・犬牽等宿手形取集指出候様申来候事」とあり、鷹匠・餌指・犬牽等が一つのグループを組んで村方に行っていたことが分かる（71）。

＜表 4＞ 讃岐高松藩の鷹匠等一覧

年 代	氏 名	内 容	出典史料等
寛永 19 年 (1642)	平尾又市	一、金十両 平尾又市 鷹匠頭 一、百五十石 平尾又市	『下館分限帳』 『讃岐高松藩分限帳』
	松崎助七	一、粃二十五俵 御鷹師 松崎助七	『下館分限帳』
	松崎勘七	鷹匠 一、切米取 松崎勘七	『讃岐高松藩分限帳』
	吉原文太夫	御鷹師 一、粃二十俵 吉原文太夫 鷹匠 一、切米取 吉原文太夫	『下館分限帳』 『讃岐高松藩分限帳』
	飯泉大八	御鷹師 一、粃二十俵 飯原大八 鷹匠 一、切米取 飯原大八	『下館分限帳』 『讃岐高松藩分限帳』
	石塚清右衛門	鷹餌飼 一、粃二十俵 石塚清右衛門	『下館分限帳』

		鷹匠 一、切米取 石塚清右衛門	『讃岐高松藩分限帳』
	長右衛門	餌指 一、粃五十俵 長右衛門	『下館分限帳』
	又右衛門	餌指 一、粃二十六俵 又右衛門 餌指 一、切米取 又右衛門	『下館分限帳』 『高松藩祖松平頼重傳』
	勘四（太）郎	餌指 一、粃二十俵 勘四（太）郎 餌指 一、切米取 甚太郎	『下館分限帳』 『高松藩祖松平頼重傳』
	弥右衛門	餌指 一、粃二十俵 弥右衛門	『下館分限帳』
	伊藤新之丞	伊藤新之丞 代々鷹匠	『高松藩士由緒記』
寛文 3 年 (1663)	渡利五兵衛	先祖五兵衛、寛文三年鷹匠	『高松藩士由緒記』
寛文年間 (1661～73)	光宗徳右衛門	光宗徳右衛門 代々鷹匠鳥見	『高松市史』 (高松市役所)
〃	桑名広内	桑名広内 鷹（匠）より徒士となる	『高松藩士由緒記』
寛文年間か (1661～73)	伊藤庄助	伊藤庄助 本家伊藤新之丞別家代々鷹匠 当庄助鷹師	『高松藩士由緒記』(高松市歴史資料館)
	加藤園左衛門	加藤直次郎 先祖園左衛門 餌指から徒士となる	
延宝 4 年 (1676)	松崎勘右衛門	松崎勘右衛門 先祖勘右衛門 本家勘七次男 延宝四年餌指より鷹匠となる。その子勘右衛門 鷹匠小頭。その子勘右衛門 鷹匠。その子才助 鷹匠。	『高松藩士由緒記』(高松市歴史資料館)
享保年間 (1716～36)	吉原文太夫	二代目吉原文太夫、後百石鷹匠、是ヨリ代々鷹匠頭	『高松藩士由緒記』
	松崎林蔵	松崎林蔵 鷹匠小頭 九石三人	
延 享 3 年 (1746)	松崎林蔵	米九石三人扶持 松崎林蔵	『御家中分限並屋敷割帳』
延享年間 (1744～47)	吉原文太夫	吉原文太夫養子近藤惣左衛門弟也 鷹師頭 物頭格 足輕頭 百石 使者格	『高松藩士由緒記』
	福家権十郎	福家権十郎 鷹方(香川郡西川部村)	『高松郷中帯刀人別・高松領郷士連名録』
宝暦 7 年 (1757)	香西茂右衛門	香西茂右衛門 代々鷹匠 御手鷹師 米十石三人扶持	『宝暦七年松平讃岐守様家中附』
宝暦 8 年 (1758)	吉原文太夫	吉原文太夫 右之通、鷹師頭より申来候事	『宝暦八寅御用留』
宝暦 10 年 (1760)	吉原文太夫	鷹師頭 高百石 物頭格 吉原文太夫	『宝暦十年分限帳』(鴨居家文書)
	松崎林蔵	鷹師小頭 米九石三人扶持 松崎林蔵	
	伊藤権之丞	御手鷹師 米九石三人扶持 伊藤権之丞	
	松崎勘右衛門	〃 同断 松崎勘右衛門	
	香西茂右衛門	(香西茂右衛門 代々鷹匠 手鷹匠 十石三人)	
宝暦年間 (1751～64)	伊藤権之丞高居	伊藤権之丞高居 鷹師小頭 十三石三人	『高松藩士由緒記』(高松市歴
	松崎勘右衛門	松崎勘右衛門 鷹師小頭 九石三人	

	松崎惣右衛門	松崎惣右衛門 鷹師小頭 九石三人	史資料館)
安永7年 (1778)	吉原文太夫	鷹匠頭 高百石 吉原文太夫	『高松侍中分限帳』(金倉寺文書)
	松崎惣右衛門	鷹匠小頭 米九石三人扶持 松崎惣右衛門	
	松崎林蔵	〃 三人扶持 松崎林蔵	
	伊藤権之丞	手鷹師 米九石三人扶持 伊藤権之丞	
天明7年 (1787)	吉原文太夫	(長袴以下) 鷹師頭 高百石 吉原文太夫	『天明七末年十一月廿七日改(讃岐高松藩)分限帳』(西尾家蔵)
	伊藤権之丞	(番組以下) 鷹匠小頭 米拾三石三人扶持 伊藤権之丞	
	松崎林左衛門	手鷹匠 米拾貳石参人扶持 松崎林左衛門	
	伊藤庄助	手鷹匠 米九石三人扶持 伊藤庄助	
	和田喜四郎	(御目見以下) 鷹匠 米七石三人ふち 鳥見 和田喜四郎	
	光内伝内	鷹匠 米七石三人ふち 鳥見 光宗伝内	
	香西新兵衛	鷹匠 米七石三人扶持 香西新兵衛	
	和田甚兵衛	鷹匠 米七石三人扶持 和田甚兵衛	
	松崎勘右衛門	鷹匠 米七石三人扶持 松崎勘右衛門	
	松崎作太夫	鷹匠 米七石三人扶持 松崎作太夫	
	伊藤作兵衛	鷹匠 米五石三人扶持 伊藤作兵衛	
	(物書手代)	手代 米六石貳人扶持 吉原文太夫預 物書手代壺人	
	(餌指六人)	餌指 米三拾三石三人扶持ツ、内壺人ふちツ、郷中へ罷出分加ふち被下 餌指六人	
	吉右衛門	壺人 七石 吉左衛門	
	茂平	壺人 六石 茂平	
	善太郎、辰蔵、清助、冨次郎	四人 五石 善太郎、辰蔵、清助、冨次郎	
	茂右衛門(犬引)	犬引 米五石三人扶持、内一人ふち郷中罷出分加ふち被下 茂右衛門	
	(鷹犬)	鷹犬 米四合扶持ツ、鷹犬 貳疋	
	(山守)	山守 米三石八斗 大内郡 山守七人 ふちなし 与治山 米壺石四斗 大内郡小磯村北山 山守壺人 米拾壺石九斗 山田郡庵治村 ふちなし 山守拾人 壺人壺石四斗 御殿山 壺人壺石貳斗 丸山 米三拾七石七斗 新山守三拾九人 阿野南 米貳石四斗 貳人 細井・鷹山	
天明年間 (1781~88)	吉原文太夫	吉原文太夫 実弟 鷹師頭	『高松藩士由緒記』(高松市歴史資料館)
	松崎林左衛門	松崎林左衛門 手鷹匠 十二石三人	
	伊藤庄助・岩次	伊藤庄助・岩次 鷹師 九石三人	

	香西新兵衛	香西新兵衛 鷹匠 七石三人	
	松崎勘右衛門	松崎勘右衛門 鷹匠 七石三人	
	伊藤作兵衛・権之丞	伊藤作兵衛・権之丞 鷹匠 鷹師小頭 七石三人	
	和田喜四郎	和田喜四郎 代々鷹匠鳥見 七石三人	
	光宗伝内繁芳	光宗伝内繁芳 鷹匠鳥見 手鷹匠格 七石三人	
享和 4 年 (1804)	松崎円之助・松崎才助、和田茂左衛門、伊藤佐太郎	御鷹匠 松崎円之助・松崎才助、和田茂左衛門、伊藤佐太郎	『子年御用留』 (別所家文書)
文化 7 年 (1811)	吉原文大夫	御鷹方 吉原文大夫	『源襄様御代御令條之内書拔』
文化 8 年 (1812)	吉原文大夫	鷹方頭 吉原文大夫	『源襄様御代御令條之内書拔』
文化 11 年 (1815)	吉原文大夫	鷹師頭 吉原文大夫	『源襄様御代御令條之内書拔』
文化 12 年 (1816)	吉原文大夫	御鷹方頭 吉原文大夫	『源襄様御代御令條之内書拔』
文化年間 (1804～17)	松崎才助・松崎勘右衛門	松崎才助 鷹匠 松崎勘右衛門 鷹匠小頭 十石三人	『高松藩士由緒記』
〃	松崎卯平・松崎宇兵衛	松崎卯平・宇兵衛 鷹匠 九石三人	『高松藩士由緒記』
〃	香西新兵衛・香西吉五郎	香西新兵衛・吉五郎 新兵衛養子阿賀次郎助子 手鷹匠 鷹師 七石三人	『高松藩士由緒記』
〃	光宗次平・光宗鋼之助	光宗次平・鋼之助 鷹師	『高松藩士由緒記』
〃	和田丹次郎・和田岩八	和田丹次郎・岩八 鷹匠 隠居 十二人	『高松藩士由緒記』
文化・文政年間 (1804～29)	吉原雅太郎	御鷹師頭 吉原文太夫	『文化・文政頃讃岐高松藩分限帳』(鎌田共済会郷土博物館)
	伊東権之丞、松崎勘右衛門	御鷹師小頭 伊藤権之丞・松崎勘右衛門	
	森崎兼之助、和田茂左衛門、香西吉五郎、伊藤岩次、加藤岡次、光宗鋼之助、森崎曾六・伊藤作兵衛	御鷹師 森崎兼之助、和田茂左衛門、香西吉五郎、伊藤岩次、加藤岡次、光宗鋼之助、森崎曾六、伊藤作兵衛	
	(国分米之助・七左衛門、森崎兼之助・留六)	(国分米之助・七左衛門 鷹師頭・小姓・使番・門番頭・横目・町奉行 二百石 森崎兼之助・留六 鷹師)	
文政年間 (1818～29)	鈴木欽五	鈴木欽五 横目・小姓頭・鷹師頭・大坂留守居 二百五十石(内町)	『高松城下武家屋敷住人録上下』(五星文庫)
〃	和田甚兵衛	和田甚兵衛 手鷹匠・鷹匠小頭十二石三人	『文政年間讃岐高松藩分限帳』
	光宗伝内・伝之助・剛之助	光宗伝内・伝之助・剛之助 手鷹匠格 七石三人	
文政～安政	吉原男也	鷹師頭 高百石 吉原男也	『高松藩役付』

頃（1818～1860）	松崎勘右衛門	御鷹師小頭米十石三人扶持松崎勘右衛門		写』（松浦家文書）
	和田甚兵衛	手鷹匠 米七石三人扶持 和田甚兵衛		
	片山仁兵衛	〃 片山仁兵衛		
	松崎卯之助	〃 松崎卯之助		
天保4年（1833）	吉原男也	御鷹師頭 吉原男也		『殿様東郡御泊鷹野一件留』（稲毛家文書）
	松崎勘七・卯之助・佐之助、香西吉五郎、和田甚太郎、半之助、光宗綱之助、伊藤佐市、加藤新吾	御鷹師 松崎勘七・松崎卯之助、香西吉五郎、和田甚太郎、光宗綱之助、松崎佐之助、伊藤佐市、和田半之助、加藤新吾		
天保6年（1835）	吉原男也	御鷹匠頭 吉原男也		『殿様御鷹野被遊御小休処円勝寺一件留』（稲毛家文書）
	松崎卯之助、片山仁兵衛	御鷹師 松崎卯之助、片山仁兵衛		
	光宗綱之助、香西吉五郎	御鷹師格 光宗綱之助、香西吉五郎		
	和田甚太郎、伊藤佐一、松嶋才助、香西伝七、	御鷹師 和田甚太郎、佐藤佐一、松崎才助、香西伝七		
	加藤新吾	御鳥見並 加藤新吾		
天保7年（1836）	吉原男也	御鷹匠頭 吉原男也		『天保七年改讃岐守分限帳』（鎌田共済会郷土博物館）
	松崎勘七	御鷹匠小頭 松崎勘七		
	松崎卯之助、片山仁兵衛	御手鷹匠 松崎卯之助、片山仁兵衛		
	伊藤作兵衛・伊藤莊助	〃 格 伊藤作兵衛・伊藤莊助		
	光宗伝之助、香西吉五郎	〃 格 光宗伝之助、香西吉五郎		
〃	松崎卯之助	松崎卯之助 手鷹匠格 鷹匠小頭 十石三人		『天保七年改讃岐高松藩分限録』（鎌田共済会郷土博物館）
	伊藤作兵衛	伊藤作兵衛 手鷹匠 七石三人		
	和田茂左衛門	和田茂左衛門 鷹匠・鷹匠鳥見 七石三人		
	香西吉五郎	香西吉五郎 手鷹匠 七石三人		
	香西新兵衛	香西新兵衛 手鷹匠 七石三人		
	和田甚太郎	和田甚太郎 鷹匠 六石三人		
	加藤岡次	加藤岡次 鷹師・鷹匠鳥見 五石三人		
	加藤新吾	加藤新吾 鷹匠鳥見並 三石三人		
	清野安之助	清野安之助 鷹匠鳥見並 三石三人		
	松崎勘七	松崎勘七 鷹師小頭		
天保12年（1841）	吉原文太夫	鷹師頭 高七十石米三十俵役料 吉原文太夫		『天保十二年性名書』（岡田家文書）
	松崎卯之助	鷹匠小頭 米十石三人扶持 松崎卯之助		
	片山仁兵衛	手鷹匠 米十石三人扶持 片山仁兵衛		
	伊藤莊助	〃 米八石三人扶持 格 伊藤莊助		
	伊藤作兵衛	〃 米七石三人扶持 伊藤作兵衛		
	光宗綱之助	〃 米五石三人扶持 格 光宗綱之助		
	香西吉五郎	〃 米六石三人扶持 格 香西吉五郎		

	和田茂左衛門	鷹匠 米七石三人扶持 鳥見 和田茂右衛門	
	加藤岡次	〃 米五石三人扶持 鳥見 加藤岡次	
	松崎曾六	〃 米七石三人扶持 松崎曾六	
	田所吉右衛門	〃 米六石三人扶持 鳥見格 田所吉右衛門	
	和田甚太郎	〃 米六石三人扶持 和田善太郎	
	中村藤八	〃 米六石三人扶持 鳥見格 中村藤八	
	松村才助	〃 米七石三人扶持 松村才助	
	加藤新吾	〃 米三石三人扶持 鳥見並 加藤新吾	
	清野安之助	〃 米三石三人扶持 清野安之助	
〃	伊藤莊助	伊藤莊助 鷹師小頭・手鷹匠 十石三人	『天保十二年姓名書高松藩分限帳』（個人蔵）
天保年間 (1830～43)	吉原文太夫	吉原文太夫 鷹師頭・使番 百石（亀阜町）	『高松城下武家屋敷住人録上下』
嘉永 4, 5 年 (1851, 52)	吉原文太夫、	鷹師頭 吉原文太夫	『高松藩末期分限比較表』（柴田勅夫） 『殿様西五郡御泊鷹野御供人数羽床上村下宿割并人馬継所取計留』（稲毛家文書）
	伊藤庄助	鷹師小頭 伊藤庄助	
	光宗伝内	手鷹匠（格） 光宗伝内	
	香西新兵衛、和田甚兵衛、松崎卯之助、松崎又市、片山仁兵衛、伊藤権之丞、松崎瀧次、和田五百蔵、松崎菊次、伊藤亀八、松崎林左衛門	手鷹匠 香西新兵衛、和田甚兵衛、松崎卯之助、松崎又市、片山仁兵衛、伊藤権之丞、松崎瀧次、和田五百蔵、松崎菊次、伊藤亀八、松崎林左衛門	
	清野安之助・加藤喜太郎	御鳥見格餌指勤 清野安之助・加藤喜太郎	
嘉永年間 (1848～53)	吉原文太夫・吉原滝次	吉原文太夫・滝次 鷹師格 百石	『嘉永年間高松藩分限帳』
	松崎久一	松崎久一 手鷹匠格 八石三人	
嘉永～安政年間 (1848～1860)	吉原文太夫	御鷹師頭 高七十石御役料米三十俵 吉原文太夫	『東讃高松分限帳』（渡瀬家文書）
	伊藤庄助	御鷹匠小頭 米十石三人扶持 伊藤庄助	
	光宗伝内	御手鷹師 米七石三人扶持 格 光宗伝内	
	香西新兵衛	〃 〃 香西新兵衛	
	和田甚兵衛	〃 〃 和田甚兵衛	
	松崎卯之助	〃 米九石三人扶持 松崎卯之助	
	松材又一	〃 米七石三人扶持 格 松崎又一	
安政 5 年 (1858)	吉原文太夫	鷹師頭 吉原文太夫	『安政五年六月から八月高松藩分限帳』（香川県立図書館）
	伊藤庄助	鷹匠小頭 伊藤庄助	
	松崎卯之助	手鷹匠 松崎卯之助	
	松崎林左衛門	鷹匠・鳥見 松崎林左衛門七石三人	
	和田喜四郎	鷹匠・鳥見 和田喜四郎 六石三人	
	香西吉五郎	鷹匠・鳥見 香西吉五郎 六石三人	
	伊藤権之丞・	鷹匠・鳥見 伊藤権之丞・新之丞 六石三人	

	新之丞		
	光宗丈助・次兵衛	鷹匠・鳥見 光宗丈助・次兵衛 五石三人	
	加藤金之丞	鷹匠・鳥見 加藤金之丞 五石三人	
	松崎瀧次	鷹匠・鳥見 松崎瀧次	
	片山仁兵衛	鷹匠 片山仁兵衛	
	清野安之助	鷹匠・鳥見並 清野安之助	
	松崎壽之助・岩蔵	鷹匠・鳥見並 松崎壽之助・岩蔵	
	松崎包之助	鷹匠・鳥見並隠居 松崎包之助 三人	
〃	吉原文太夫	鷹匠頭 御林二 高七十石米三十俵役料 吉原文太夫	『御當国上々様並諸藩中知行格式分限禄記』（松平家菴原文書）
	和田甚兵衛	鷹匠小頭 米八石三人扶持 和田甚兵衛	
文久元年 (1861)	吉原文太夫	鷹師頭 吉原文太夫	『高松藩末期分限比較表』（柴田勅夫）
	和田甚兵衛	鷹匠小頭 和田甚兵衛	
	松崎又市	手鷹匠 松崎又市	
	片山恒右衛門	手鷹匠 片山恒右衛門	
	和田喜四郎	鷹匠・鳥見 和田喜四郎	
	加藤金之丞	鷹匠・鳥見 加藤金之丞	
	光宗丈助	鷹匠・鳥見 光宗丈助	
	伊藤権之丞、香西吉五郎、松崎林左衛門、松崎瀧次、伊藤善次	鷹匠 伊藤権之丞・香西吉五郎・松崎林左衛門・松崎瀧次・伊藤善次	
	加藤十太郎、清野安之助	鷹匠・鳥見格 加藤十太郎・清野安之助	
	松崎岩蔵・松崎壽之助	鷹匠並 松崎岩蔵・松崎壽之助	
文久3年 (1863)	吉原文太夫	鷹師頭 高百石 吉原文太夫	『文久三癸亥四月上旬新規出来高松藩分限帳(写)』（香川県立図書館）
	松崎林左衛門	鷹匠小頭格 米七石三人扶持 松崎林左衛門	
	片山恒右衛門	手鷹匠 米拾石三人扶持 片山恒右衛門	
	松崎岩蔵	手鷹匠 米七石三人扶持 松崎岩蔵	
	香西吉五郎	手鷹匠 米六石三人扶持 香西吉五郎	
	光宗次兵衛	手鷹匠格 米五石三人扶持 光宗次兵衛	
	和田喜四郎	鷹匠・鳥見 米六石三人扶持 和田喜四郎	
	加藤金之丞	鷹匠・鳥見 米五石三人扶持 加藤金之丞	
	松崎瀧次・伊藤善次	鷹匠 米七石三人扶持 松崎瀧次・伊藤善次	
	加藤十太郎	鷹匠・鳥見格米六石三人扶持 加藤十太郎	
	東原喜十郎	鷹匠 米六石三人扶持 東原喜十郎	
	清野市左衛門、伊藤新之丞、松崎包之助	鷹匠 米五石三人扶持 清野市左衛門、伊藤新之丞、松崎包之助	
	片山虎象	鷹匠 米七石三人扶持 片山虎象	

	山田金次郎	鷹方 米六石貳人扶持 物書手代耆人 山田金次郎	
	(不明)	餌指・犬引	
	石川清兵衛	定江戸 千駄木鷹匠同心 銀七枚 石川清兵衛	
	村越才助	手鷹匠 金拾両三人扶持 村越才助	
文 久 年 間 (1861～64)	吉原文太夫	鷹師頭 高百石 吉原文太夫	『分限帳』(藤 井家文書)
	和田甚兵衛	鷹匠小頭 和田甚兵衛	
慶應 2 年 (1866)	吉原文太夫	鷹師頭 吉原文太夫	『慶應二年二月 高松藩分限帳』 (香川県立図書 館)
	和田仁左衛門	鷹匠小頭 和田仁左衛門	
	片山恒右衛門、 松崎林左衛門、 松崎岩蔵	手鷹匠 片山恒左衛門 松崎林左衛 門、松崎岩蔵	
	和田喜四郎、伊 藤権之丞、香西 吉五郎、加藤金 之丞、光宗 丈 助、松崎瀧次、 伊藤善次、加藤 十太郎、東原喜 十郎、清野市左 衛門、松崎包之 助、松崎壽之助	鷹匠 和田喜四郎、伊藤権之丞、 香西吉五郎、加藤金之丞、 光宗丈助、松崎瀧次、伊藤 善次、加藤十太郎、東原喜 十郎、清野市左衛門、松崎 包之助、松崎壽之助	
	高山吉平	鷹匠・鳥見 高山吉平 六石三人	
慶應 3 年 (1867)	吉原文太夫	鷹師頭 高百石 吉原文太夫	『慶應三年分限 帳』(肥田家文 書)
	和田甚兵衛	鷹匠小頭 米十二石三人扶持 和田甚兵衛	
	片山恒右衛門	手鷹匠 米八石三人扶持 片山恒右衛門	
	松崎林左衛門	〃 〃 格 松崎林左衛門	
	松崎岩蔵	〃 米七石三人扶持 松崎岩蔵	
	香西吉五郎	〃 〃 格 香西吉五郎	
	光宗次兵衛	〃 右同断 同 光宗次兵衛	
	和田喜四郎	鷹匠 米六石三人扶持 鳥見 和田喜四郎 手鷹師格	
	松崎林左衛門	〃 米七石三人扶持 松崎林左衛門 手鷹師格	
	香西吉五郎	〃 米六石三人扶持 香西吉五郎	
	加藤金之丞	〃 米五石三人扶持 鳥見 加藤金之丞	
	光宗次兵衛	〃 米五石三人扶持 鳥見 光宗次兵衛 手鷹師格	
	松崎龍次	〃 米五石三人扶持 松崎龍次	
	伊藤善次	〃 米七石三人扶持 伊藤善次	
	加藤十太郎	〃 米六石三人扶持 鳥見格 加藤十太郎	
	清野市左衛門	〃 米五石三人扶持 鳥見格 清野市左衛門	
	伊藤新之丞	〃 米五石三人扶持 伊藤新之丞	
	光宗茂八	〃 米六石三人扶持 鳥見格 光宗茂八	
	松崎包之助	〃 米五石三人扶持 松崎包之助	
	松崎嘉之助	〃 米五石三人扶持 松崎嘉之助	
	村越才助	手鷹匠 金十両三人扶持 格 村越才助	

* 堀純子「高松藩主の御鷹野をめぐって」香川県立文書館編・発行『香川県立文書館紀要』第 18 号、

2014 年及び拙稿「藩政成立期における藩主の「鵜鷹逍遙」的行為の政治文化史的意義—初代讃岐松藩主松平頼重の藩政における「遊獵」「舟遊」等の位置づけ—」『高松大学研究紀要』第 58・59 合併号、2013 年等より作成。

3) 高松城下図にみる鷹匠町・餌指町

寛文 11 年（1671）以前の「讃岐高松丸亀両城図 高松城下図」（前田尊敬閣文庫蔵）には、大手門を入ると左側に「鷹匠」と書かれているが、万治元年（1658）には「東御歩行長屋ト御鷹師町ト之間道之東之はしニ、ごもく杯捨候故」とあり（源英様御代御令條之内書抜）、鷹方役所が城内から城外へ移って「御鷹師町」が出来、寛文・延宝期（1661～1681）の「高松城下絵図」（個人蔵）には、浄願寺の東側、南新町の西側の一角に「御鷹部屋」と「鷹師町」が見える。また、元禄 13 年（1700）に三ノ丸へ移された御殿（旧披雲閣）の「披雲閣古図」（高松市歴史資料館蔵）にも「御鷹部屋」が見え、享保 15 年（1730）には「御鷹部屋脇木戸并御林南はづれ之处、此度新規ニ木戸被仰付候」とあり、「御鷹部屋」が御林南に移転していることが分かる（源恵様御代御令條之内書抜）。元文 5 年（1740）の「讃岐国高松地図」（鎌田共済会博物館蔵）には、南新町南端の西側に「エサシ町」、寛延元年（1748）～宝暦 4 年（1754）間に製作された「高松城下図」（香川県立文書館蔵）にも南新町南端の西側に「餌指町」が見える。鷹匠町・餌指町の変遷と鷹方役人の役割変化について、「文化年間高松城下絵図」（高松市図書館蔵）には、寛文・延宝期に浄願寺東側にあった御鷹部屋と鷹師町が亀井町と町名が変更され（生類憐み政策の地方展開の一例とも考えられる）、その後、幕末頃の「高松城町下屋敷割図」（香川県立図書館蔵）には「吉原文太夫（鷹師頭屋敷）」「御鷹部屋」「鳩蔵」「御鷹方」「御鷹方長や」が御林地区に移転していることが分かる。しかし、餌指町の方は「エサシ町」としてそのまま残っており、田町の南入口付近にも「鳩蔵」が造られている。一般に城下町絵図のうち「屋敷割図」は、江戸前期には転封等で新たに入封した藩主が家臣への拝領屋敷地の割り当てのために作成されたとされ、江戸後期には藩の管理体制強化のために、家臣の屋敷の掌握を目的として作成されたとされている。これらを比較検討すれば、讃岐高松藩の行政機構内における鷹匠職制の位置づけの変化等がよく分かる。すなわち、高松松平家が讃岐高松藩主として転封して間もない江戸前期には、藩主権力の象徴である鷹は、藩主の近く置かれる存在として高松城内に御鷹部屋が設けられていたが、寛文・延宝期に藩体制が確立して鷹匠職制をはじめとした行政機構の整備や城下町の拡大化が進むと、家臣屋敷地等の再配置が行われ、南新町近辺にまず「御鷹部屋」「鷹匠町」「エサシ町」が移転し、さらに江戸後期になると、このうち「御鷹部屋」「御鷹方」「鳩蔵」等がより鷹の生育に適した静謐な環境を求めて御林御殿近くに移動していったものと推測される（72）。

2. 讃岐高松藩の鷹狩文化

1) 初代讃岐高松藩主松平頼重の行動特性と「鵜鷹逍遙」的行為の特色

松平頼重は讃岐高松へ入封すると、連日のように「遊獵」(222回)「舟遊」(218回)「川遊」(23回)に出掛けている(合計463回)。「遊獵」には鷹狩と鹿狩があつて陸と山の支配を目指し、「舟遊」には舟遊と諸島検があつて海の支配を、「川遊」には鵜飼と川狩・魚網があつて河川流域の支配を目指した。すなわち、古代以来の国見の伝統を踏まえて、支配領域の掌握のために、鷹狩・鹿狩による軍事訓練と御留山設定による領国支配の拠点づくり(高松藩では寛文4年・同12年・元禄16年に山検地を行つて御鷹山御林等の御林を設定した)や、舟遊・諸島検による水軍編成と西国・中国の監視体制の確立、川遊・川狩による領内支配領域の拡大と御留川指定による御用鮎確保システムの確立を目指したのである。『英公実録』には、「遊獵」に関する記事とともに、正保3年(1646)7月18日条には「放鷹シ、栗林荘ニ至ル」、8月2日条にも「放鷹。四日、同シ」とあり、この頃から、比較的遠方で行う「遊獵」に代わつて城下近郊で行う「放鷹」行為の記事が多く見られるようになる。「遊獵」が軍事的訓練の要素が強かつたのに対して、「放鷹」には領内における礼的秩序を保つ機能があつたので、幕政における武断主義から文治主義への転換がその背景にあると考えられ、藩主の政治的性格も武威による支配から文治による支配へと移行していく過渡期的現象とみることができる(73)。

頼重をはじめ江戸前期の讃岐高松藩主は、高松城を中心にして御林御殿(栗林荘：小神野夜話)・お山屋敷・お花畑の下屋敷、音川(寛永～寛文頃)・岩部(寛文～元禄頃)・伏石(貞享4年(1687)に建設した後、正徳2年(1712)に勅使へ移築して勅使別館と称し、3代頼豊は栗林荘か勅使別館に常駐して、御鷹野の際等に利用している(恵公実録))・庵治の別荘(庵治浦御殿：増補高松藩記)、引田与治山(与治山御殿：小神野夜話)及び鴨部官府山の別館(狩獵の際の小屋)、春日村の和泉屋敷(鷹狩の際の休息所)、甲島・乃生岬の舟遊時の小屋(乃生崎御殿：増補高松藩記)等を領内各地に設けて、これらの間を歴代藩主が定期的に移動することでネットワーク化を図り、鵜鷹逍遙の際の休憩所・宿泊所として利用するとともに、藩主の権威を領内に浸透させて地方支配の拠点とし、いざという時には軍事拠点にも転用できるよう取り計らつたものと考えられる。このように鷹狩の際に造られた御殿や別館等の休宿施設や御成街(海)道等は、いざという時の軍事施設や軍事道(海)路としての側面を持たせたと考えられ、頼重をはじめとした江戸前期の讃岐高松藩主は、鷹狩や鹿狩等を通じて地方支配力を拡大・浸透させ、領内統治体制すなわち藩体制を確立していったのである(74)。

＜表5＞ 松平頼重の「鵜鷹逍遙」的行為の回数

在 国 期 間	遊 獵	舟 遊	川 遊	合 計
寛永19年5月28日～寛永20年5月10日	54回	52回	6回	112回
正保元年8月7日～正保2年4月8日	27回	8回	4回	39回
正保3年7月14日～正保4年5月2日	37回	10回	1回	48回
慶安元年7月19日～慶安2年5月2日	40回	15回	0回	55回

慶安 3 年 11 月 14 日～慶安 4 年 4 月 22 日	15 回	22 回	0 回	37 回	
承応 2 年 2 月 22 日～承応 3 年 6 月 21 日	19 回	25 回	3 回	47 回	
明暦 2 年 3 月 24 日～明暦 3 年 9 月 25 日	14 回	32 回	0 回	46 回	
万治 元年 7 月 19 日～万治 2 年 5 月 3 日	6 回	7 回	0 回	13 回	
万治 3 年 9 月 10 日～寛文 元年 5 月 15 日	1 回	2 回	0 回	3 回	
寛文 2 年 7 月 3 日～寛文 3 年 3 月 6 日	0 回	0 回	0 回	0 回	
寛文 4 年 3 月 26 日～寛文 5 年 正月 27 日	3 回	3 回	1 回	7 回	
寛文 6 年 4 月 6 日～寛文 7 年 正月 27 日	2 回	3 回	3 回	8 回	
寛文 8 年 3 月 28 日～寛文 9 年 正月 26 日	1 回	0 回	3 回	4 回	
寛文 10 年 3 月 23 日～寛文 11 年 10 月 2 日	3 回	39 回	2 回	44 回	
延宝元年 2 月 19 日隠居	合 計	222 回	218 回	23 回	463 回

＊『英公日暦』『英公外記』『英公実録』『暦世年譜』より作成。

2) 讃岐高松藩主の鷹狩（御鷹野）

讃岐高松藩の歴代藩主は、領内の巡視を兼ねて鷹狩や鹿狩等をよく行っている。『英公実録』によれば、初代藩主松平頼重は寛永 18 年（1641）正月に将軍家光より鷹 2 羽を拝領した翌日、父の水戸藩主徳川頼房と下総国小金（現千葉県松戸市周辺、幕府より水戸徳川家が拝領した鷹場（御借場））で鷹狩を行っている。これが最初の鷹野であった。翌年 2 月に下館藩から高松藩へ移封となった頼重は、5 月の入封に際して鷹匠頭 1 名と鷹匠 4 名・餌指 2 名を伴っていた（英公外記）。以後、藩主在任中は、帰国の度に将軍家より鷹が下賜されるのが慣例となり、参勤・帰国の道中での鷹狩も頼重の代から許され（恵公外記）、将軍家からの鷹之鳥拝領も頼重の代から家格として定着していた。頼重は猟を好み、在国中には鷹狩の他、鉄砲や弓を使った鹿狩にも頻繁に出かけている。鹿狩には、鹿や猪による田畠の損害を除くとともに、藩士の心身を鍛錬し、平時に居て乱を忘れないための軍事訓練と士気の昂揚や、農民たちの風俗や言動に接して民政の可否を察して藩主の武威を示すなどの政治的な効果があったと考えられる。鹿は古代から復活・再生を象徴する霊獣として崇敬され、儀礼的狩猟の獲物とされていたので、近世においても特に鹿狩が藩主の遊猟として重視されたものと推測される。頼重は寛文 4 年（1664）11 月に嗣子頼常、三男頼兼とともに、家老彦坂織部以下 100 名近い藩士に足軽 77 人を加えて、勢子 5010 人を従えて引田与治山で大鹿狩を実施している。『英公外記』には「かぶら越山御立場へ御出遊ばされ、御弓・鉄砲・御長刀にて御留成され候」とあり、このとき、頼重が自ら鹿を仕留めたという長刀が仏生山法然寺に寄贈されている。領内での御鷹野は、入封直後の寛永 19 年 10 月に 6 日間をかけて行われた巡視の途中に福善池で白鳥を獲ったのをはじめとして、城下に近い栗林荘・石清尾山周辺や山田郡木太郷・林郷・六条村、香川郡東伏石村等が日帰りの行先として多いが、宇多津や引田方面へも泊りがけで出掛けている。（75）

2 代藩主頼常は、延宝 2 年（1674）に江戸からの帰国途中、駿河国で御鷹野を行い、翌年には 4 代将軍徳川家綱より御鷹之鶴を下賜されている（節公日暦）。頼常の狩りは「遊楽の御殺生」ではなく、「下民の情」を探知するためのもので、少しの御供のみを連れて、休息のために立ち寄った百姓家では、直接暮らしぶりを尋ねていたと記されている（増補

高松藩記)。頼常は、弘前藩津軽家から延宝 3 年 (1675) ～貞享元年 (1684) の間に合計 8 居の鷹を進呈されている (76)。その後、貞享 4 年 (1687) に始まる 5 代将軍徳川綱吉の生類憐みの令によって鷹狩が禁止され、鷹をめぐる儀礼も廃止されたが、高松藩では御三家に倣って幕府の方針に従って鷹狩等は従来より控えたものと思われる。しかし、8 代将軍徳川吉宗によって鷹狩が武芸奨励政策の一環として復興され、享保 4 年 (1719) には将軍家からの鷹及び鷹之鳥の下賜儀礼が再開されるに及んで、高松藩でも鷹狩が再び盛んになったと考えられる。

3 代藩主頼豊は鷹の取得に熱心で、正徳 3 年 (1713) ～享保 14 年 (1729) の間に計 10 回にわたって弘前藩津軽家から合計 23 居 (うち「御所望」は 13 居) を進呈されている。御鷹野の回数も、領内では宝永 4 年 (1707) の西郡への御泊鷹野をはじめとして年々増加し、享保 2 年 (1717) に将軍家の鷹狩が復活したのを契機に、参勤・帰国途中での御鷹野も享保 8 年 (1723) に江戸への参勤途中に河内・遠江で御鷹野を行って以降恒例となっている (恵公実録)。領内では、特に西部への 3 日から 7 日かけての御鷹野が目立ち、帰国の度に出かけている。東郡へも三木郡井戸村へ数回滞在している。享保 2 年の幕府の 6 筋支配体制に倣って、讃岐高松藩でも東・西 2 筋 (のち天保 3 年 (1833) には東・西・南 3 筋) 支配体制を敷いたものと考えられる (77)。

4 代藩主頼桓も鷹狩を好み、在国時には多い時で、月の内 13 日を御鷹野に費やしている。元文 3 年 (1737) には東郡と西郡、それぞれ数日かけての御鷹野があった。在任期間はおおよそ 4 年と短かったが、参勤・帰国の途中には必ず御鷹野があり、在国時には御鷹野に大変熱心であった。

5 代藩主頼恭は、藩主就任直後の元文 5 年 (1740) 6 月 23 日、前藩主頼桓から受け継いだ鷹 27 羽のうち、3 羽を残してすべてを放鳥した (穆公外記)。翌年正月、帰国時に将軍家より拝領した鷹が獲った鳥を江戸へ献上しているが、『穆公外記』には頼恭の御鷹野の記事は少なく、寛延 3 年 (1750) 12 月に 3 日間の西郡への御鷹野と、阿野郡北林田村で滞留した記事があるのみである。宝暦 9 年 (1759) に出された倭約令では、領内での泊りがけの鷹狩等の狩猟が禁止されており、頼恭は鷹狩を好んだが、藩主在任中に倭約政治を進めて藩財政の立て直しを図る中で、御鷹野の経費削減にも努め、御鷹野の際には、弁当を持参し、限られた御供だけを連れて早朝出発し深夜に帰城したという (増補高松藩記)。

6 代藩主頼真は、恒例により元服した宝暦 8 年 (1758) 10 月に将軍より御鷹之雁を下賜され、明和 7 年 (1770) 10 月にも同様に御鷹之雁を賜っている (増補高松藩記)。安永 8 年 (1779) 3 月には鷹匠頭に対して「御鷹方郷中江泊り鷹野＝罷出候節」に郷中の人足等の指出方について申し渡している (78)。

7 代藩主頼起は、安永 9 年 8 月に将軍より御鷹之雲雀を下賜され、10 月に初めて就封し天明元年 (1781) 11 月にも同じく将軍より御鷹之雁を賜っている (増補高松藩記)。天明 4 年 (1784) 11 月には郡奉行に対して「郷中盗殺生之義」について「尚又御鷹方より格別見改人指出候。尚以入念行届候様」に申し渡している (79)。

8 代藩主頼儀は、寛政 8 年 (1796) 11 月に 2 回、各 7 日間にわたって東・西部地域の巡

視を行い、一行は銃手、徒衛、侍医等 50 余名、行程は藩主自ら騎馬と徒歩により巡視している。この間、東部 991 人、西部 644 人の考子・篤行者の賞与、高齢者へは残穀を給与し賞している。寛政 8 年の巡視については、同行した藩儒岡井鼎の『行封日記』に記述されているが、鷹狩についての記述はなく、御供の中にも鷹方役人の名はない (80)。

9 代藩主頼恕が文政 6 年 (1823) に行った領内巡視は、民情視察のため、鷹狩を擬して行われたと『愨公実録』に記されている。頼恕は天保 4 年 (1834) と同 6 年にも領内東西の巡視を行っているが、これらはいずれも村方では「御泊鷹野」と記録されている。東郡へは 6 日間、西郡へは 5 日間の日程で、ともに 200 人前後の御供を連れていた。鷹方からはいずれも吉原男也をはじめ鷹匠・餌指・鳥見が同行している。天保 3 年 (1833) には御鷹野合が東・西・南の 3 筋支配体制が確立している。同 4 年 (1833) の東部への御鷹野の様子は「田中家文書」(白鳥町史) に、同 6 年 (1835) の西部への御鷹野の際の庄屋の働きについては「西村家文書」(琴南町誌) に詳述されている (81)。

10 代藩主頼胤が藩主として初めて帰国したのは、就任から 8 年後の嘉永 3 年 (1850) で、翌年 3 月に領内東西郡の巡視と御泊鷹野を行っている (増補高松藩記)。この時の御鷹野は東郡と西郡に行程を分けて行われ、東郡へは鷹方からは御鷹匠頭の吉原文太夫をはじめ餌指 6 人を含む 46 人が同行している。西郡へも鷹方から吉原文太夫はじめ御鷹師 10 人、餌指・鳥見等も併せて 32 人が同行している。また、城下近郊の春日村・笠居村・勅使村等へ日帰りの御鷹野に出かけていたことも知られる (82)。

11 代藩主頼聡は、文久 2 年 (1862) に鷹之鳥を拝領したのを最後に、鷹をめぐる儀礼が幕政変革を理由に廃止となっている (増補高松藩記)。高松藩では慶応 2 年 (1866) の段階でも、鷹匠 20 人がいたことが知られるが、幕末の政情変化の中で、歴代藩主のように領内で頻繁に鷹狩に興じることができなかったものと想像される。

3) 讃岐高松藩の鷹場制度 (鷹場・鷹寄場・御鷹山・鷹林等)

鷹場とは留場、狩場ともいい、本来は領主が放鷹 (鷹狩) を行う場所のことであったが、江戸時代になると、実際には放鷹が行われない地域まで鷹場として様々な規制・制約を受けて負担を負うようになり、これらの地域も含めて鷹場と呼ぶことが多い。江戸時代には各地に鷹場が設定されたが、讃岐高松藩の鷹場では、初代藩主松平頼重が入封間もない万治 3 年 (1658) に、鷹匠と餌指に対して「鷹場」であっても作物への被害を防ぐために百姓が鳥を追い払うことを咎めないように申し渡している (源英様御代御令條之内書抜)。2 代藩主頼常も貞享 3 年 (1686) に「御鷹場并御道筋」へ家を建てることについて、今後は自由とする旨の触を出しており (源節様御代御令條之内書抜)、享和元年 (1801) には、香川両郡と山田郡の百姓に対し、「建家願之義」について心得違いの者があるとして、以後「御鷹方江内聞」する者を罰する旨の触が出されている (天保 12 年「御用日記」渡辺家文書)。これらのことから讃岐高松藩領内には「御鷹場」が設けられ、鳥類の保護や建家についての規制が掛けられた地域のあったことが分かる。初代藩主頼重は、栗林荘や石

清尾山のほか山田郡の木太郷・林郷・六条村、香川郡東の伏石村への御鷹野が多かった。3代藩主頼豊も、山田郡の春日村や香川郡西の勅使村への御鷹野が多く、春日村には5代藩主頼恭の時までに「和泉屋敷」と称される御殿が建てられており、御鷹野の際に昼食や休憩の場として使われていた（穆公外記）。勅使村にも御殿があり、頼豊もここへ数日滞在して御鷹野に出掛けていた。9代藩主頼恕も、天保2、3年（1832, 33）に春日村や勅使村・笠居村への御鷹野を行っているが（源愨様御代御令條之内書抜）、春日村方面を「東筋」、勅使村方面を「南筋」、笠居村方面を「西筋」と称しており、藩主の御鷹野ルートには3筋体制が確立していたことが窺える。

鷹寄場については、香川郡東百相村の別所家文書（香川県立文書館蔵）に「鷹（野）寄場」に関する史料があり、大半は鷹寄場の普請のために指し出した人足や入目についてまとめた帳面で、香川郡東の福岡・伏石・東浜・太田・今里の5ヶ村に鷹寄場があったことが分かる。鷹寄場はいずれも出水や堀・渕・川堤等の水際に築かれ、長いもので長さ55間、高さ2尺〜3尺半、土を盛って築いた土壇状の構造物であったと考えられる。これらの普請は、9代藩主頼恕及び10代藩主頼胤の巡視を兼ねた御鷹野の時期と一致することから、藩主の御鷹野に合わせて行われたものと考えられる。福岡村では、文政5年（1822）に少なくとも村内4ヶ村の鷹寄場の普請が行われ、この普請には今里・松縄の両村からも人足が動員されている。福岡村の鷹寄場は嘉永4年（1851）に4ヶ村の普請が行われ、154人が動員された。嘉永3年、4年は香川郡東で鷹寄場の普請が相次ぎ、伏石村で3ヶ所、太田村で10ヶ所、今里村で5ヶ所のほか、東浜村でも普請が行われている。11代藩主頼聡の文久3年（1863）にも、香川郡東上ノ村の御坊川沿いに「殿様御用」として鷹寄場が築かれている。これらの地域では、藩主の日常的な御鷹野や、鷹匠による鷹の訓練に備えた環境の整備等に伴う村方の負担も大きかったと思われる。

御鷹山・鷹林については、香川郡東安原上村細井に「御鷹山御林」があったことが、御林守の任免や下し山に関する史料（別所家文書）から確認できる。この御林は「鷹林」とも記されており（安政4年、稲毛家文書）、御林内にあった「細井御鷹山居小屋」の建替時の普請記録によれば、この小屋には御鷹部屋があったことが分かり、鷹方の役目に関連した施設であったと考えられる。高松藩では、慶安4年（1651）から安永7年（1778）にかけて御林という御直山、狩場としての御鷹山、羚羊保護のために設置した御留山という形で直轄林を設けるなど、林野制度の整備を行っている。明暦2年（1650）には鹿狩の場であった志度小田の官府山に、立ち入り禁止の制札が立てられ御留山の扱いを受けている。高松市塩江町の竜王山は『全讃史』に「鷹林山 香東郡安原の奥阿讃の交に在り」と記されて御鷹山または鷹林と呼ばれ、高松藩主の鷹場であったと伝えられている。また、高松藩では、嘉永5年（1850）以前、10代藩主頼胤の頃に栗林荘鴨場が造られている（83）。

4）御鷹野等に係わる村方の役割負担

御鷹野をめぐる村方の役割負担は、藩主の御鷹野とその前提としての鷹方役人の日常的

な出郷に合わせて発生していた。まず藩主の御鷹野の事例として、9代藩主頼恕は、文政6年（1823）に初めて領内巡視を行い、天保4年（1833）には東郡へ6日間、同6年には西郡へ5日間の日程で巡視（御鷹野）を行っている。ともに200人前後の御供を連れ、鷹方からはいずれも吉原男也をはじめ鷹匠・餌指・鳥見が同行している。御鷹野に先立ち、御供の面々へは「近年一統困窮之時節」であるから、経費節約に努めるように申し渡し（文政6年、別所家文書）、村方へも郡奉行より、御鷹野一行を迎えるにあたっての注意事項が示された。御鷹野中の獵師の鉄砲の使用を禁じ、飼犬・飼猫は繋いでおくこと、近辺に他所者を入れないことなど、警備に関する事項をはじめ、休憩・宿泊場所に必要な夜具や膳腕類の調達方法、一行への草履・草鞋の提供方法等が事細かに指示されている。道筋での直訴行為や、休憩・宿泊場所での過剰な接待や物品の献上は禁じられ、道橋の修繕や人馬の使い方、草履・草鞋の渡し方にも無駄がないようにと強く念押しがされている。すなわち、御鷹野での村方の役割負担は、宿泊・昼食・休憩場所での一行の部屋割と建物の修繕・設営、「寄物」と呼ばれる滞在先に必要な食器や調度品の調達と運搬、米や薪等の準備、道橋の修繕と清掃、当日の道案内や人馬の継更の手配、湯茶の提供が中心であった。これらの役割は、郡単位で村役人が分担して差配した。

天保4年の東郡への御鷹野の様子は「田中家文書」（白鳥町史）に詳述され、村々廻文に「一、御逗留中猪鹿威鉄砲筒音指留メ候ニ付、獵師筒迄モ夫々庄屋宅エ取上ゲ置キ候様御取計成サル可ク候。一、御泊り所御昼所御小休所近辺ニテ飼犬飼猫繋セ候様御取計成さる可ク候。一、御鷹方ノ面々下宿ハ天井之レ有ル下宿取計イ申ス可ク候。尤モ板天井トノ事萬々指支ヘ候ハ、よしズニテモ苦シカラズ」とあり、細々とした注意事項の指示があった（84）。香川郡東では、宿泊・昼食・休憩場所を計4ヶ所割り当てられ、現地の事務所「会所」の下に「寄物会所」「人馬会所」や、準備等に動員した村民への賃米を用意する「扶持米渡方」が置かれ、郡内各村の庄屋・組頭等の村役人を配置して、御鷹野一行を迎える準備や当日の対応にあたった。他に一行の道案内役や御供の面々の宿泊先の指配役、松明の調達役や草履・草鞋の渡役等様々な役目があった（天保4年、稲毛家文書）。

天保6年の西郡への御鷹野では、那珂郡塩入村から国境沿いに大川山へ上って大川神社へ参拝しているが、昼食場所にもなった鶴足郡造田村では藩主一行の通行のために、従来の古道と併行する新道の普請が行われ、国境沿いの御林の木を伐り払って作られた新道は、長さ750間に及んだという（天保6年、西村家文書）。休憩場所は円勝寺を御本亭として近隣の民家6軒に割り当てられ、稲毛千賀助を中心に準備が進められた。円勝寺境内の修繕や、通行筋の橋の架け替え、当日の湯茶の準備等、延べ1400人を超える村民が動員された。これらの人足に対しては、後日藩より相応の賃銀・賃米が支払われた。また、休憩場所で使用する諸品（寄物）は川東村だけでなく、郡内の滝宮・牛川・千疋・陶・羽床家の7ヶ村から集められ、後日損料（使用料）が支払われた（天保6年、稲毛家文書）。稲毛千賀助の記録によれば、円勝寺を出た一行は、焼尾御林内笠松辺りで鹿兎狩を行っている。この猟には西分村・川東村の獵師12人が同行し、羽床上村の宿泊場所までの道すがら、数ヶ所で狩りを行った。山田下村では兎2匹の狩りに成功して、頼恕は大いに喜び、

早速料理して振る舞い、さらに獵師には鳥目 2 貫 500 文を褒美として与えている。

次に鷹方役人の出郷については、鷹匠や餌指・鳥見は、その役目のために度々村々へ出郷しており、その都度に村方へ宿泊の手配や餌方・人足の手配等の役割負担が課せられた。讃岐高松藩では承応 2 年（1653）に、鷹匠が村々で鷹を使う際に、現地の百姓を勢子に使うことを禁じており（源英様御代御令條之内書抜）、出郷の際の人足の出し方が問題となっている。安永 8 年（1779）には、出郷時の村方の負担が時によりばらつきがあることを理由に、村方で差し出す人足の数が細かく定められた（源定様御代御令條之内書抜・別所家文書）。それによると、鷹匠 3 人に対して「夜中鷹番」や「鷹泊り木持」のほか、野合の際の弁当持ち等計 6 人と馬 1 疋、餌指 2 人に対して荷物持ち 1 人、さらに必要に応じて高松へ鳥を選ぶための人足や、草鞋の用意も求められている。寛政 8 年（1796）には、村方に対して鷹方出郷時の宿泊先での賄方については、向後一汁一菜とし、村方で負担した人足や道具の損料、奉仕人の賃米について、その都度帳面にして提出するよう命じている（別所家文書）。賄方については、その後手形決済となり、出郷の際は役目に応じた宿手形・昼支度手形が村方へ渡され、毎年 6 月の時期に決済させた。しかし、村方での手形の紛失や提出の失念が相続いたため、弘化 5 年（1848）以降は、月毎に手形を郷会所へ提出し、6 月にまとめて決済することになった（阿野郡北青海村の渡邊家文書）。寒川郡長尾西村の山下家文書や香川郡東百相村の別所家文書にも、1 年間の鷹方の賄方手形や人足指出についてまとめた見届帳が複数見受けられる。

藩主の鷹の御用を勤め、直接村民と接する御鷹役人の権威は、村方にとっては大きかったと想像され、そこに乗じて横柄な振る舞いや不正の温床となることもあった。文化 2 年（1805）、御鷹方の面々の出郷先での横暴を諫める触（別所家文書「文化二丑御用留」）が出ており、村方でも鷹方の振る舞いに迷惑があった場合には申し出ること、「定法賄」以外の酒肴を提供しないこと、休息や宿泊先は役人宅に限らないので、村方で勝手次第に最寄の百姓家へ案内するように命じている。同様の触は、文化 8 年にも出されており（源襄様御代御令條之内書抜）、鷹方の振る舞いに対し、百姓の不満があったことが窺える。また、文政 2 年（1819）には、餌指が打網（投網）や張切（霞網）を使用して鳥を獲る際、屋敷内の菜園や樹木を荒らさないように、鷹方へ注意を促している（源襄様御代御令條之内書抜）。この頃、「御目見以上并牢人株之者」が増え、屋敷内での鳥殺生を許された者も多く、屋敷内へ鳥を集めているため、鷹の餌鳥が不足していることを理由に、餌指がこれらの屋敷内に立ち入り、鳥を獲ることを許した際に申し置かれたものである。嘉永 3 年（1850）には御鷹方の面々に対し、出郷して鷹を使う際、田畠を踏み荒らし、「農家之痛」になることのないようにすること、鷹を連れて移動する際には、鷹が驚いて暴れるような、人馬の多い道を避けることなどを申し渡している。近年、鷹方には「風儀不宜不法之族」が多いとして、振る舞いに注意を促したもので、横柄ぶりが窺えるとともに、それだけ鷹方役人の出郷が頻繁であったことを示している（85）。

5）讃岐高松藩における鷹をめぐる贈答儀礼と鷹之鳥等の下賜・饗応儀礼

①鷹をめぐる贈答儀礼

江戸時代には、鷹が時の権力の象徴的な存在として位置づけられ、将軍の所有物である鷹は特に「御鷹」と呼ばれ、武威の象徴とされた。また、将軍から諸大名へ贈られる公的な鳥は「御鷹之鳥」と呼ばれて、家格によって拝領の基準が定められていた。「御鷹之鳥」には鶴・雁・雲雀の3種類があって、それぞれの家格や官位官職に応じて下賜された。例えば、『公儀向聞書』（国立国会図書館蔵）には「鶴拝領 一、国持之外鶴拝領松平讃岐守頼重・保科筑前守」とあり、国持大名以外で鶴を拝領できたのは高松藩の松平頼重と会津藩の保科正経だけであった。このように「御鷹之鳥」は家格を反映して、将軍と自己の家の関係を象徴的に物語る存在であった。『職掌録』（『新訂増補史籍集覧』第十二冊、臨川書店、1967年）の溜詰の項には「国元御暇の時御馬御鷹を賜ひ御座間に於て謁見す」とあり、溜間詰大名は、参勤交代の暇による帰国に際して将軍から鷹を下賜されることが恒例となっていた。高松松平家の系譜『松平家記』（内閣文庫蔵）には、「是ハ大猷院殿より御免許にて、元祖頼重以来道中筋何れの領地に構なく鷹遣ひ来り、尾紀水三家の外例無之義にて代々眉目に仕候へ共」とあり、初代頼重以来、将軍から参勤交代時に「道中筋何れの領地に構なく鷹遣」うことが許可され、それを高松松平家では「眉目」なものと認識していたことが分かる。また、高松藩や彦根藩のように将軍から鷹を拝領した藩では、帰国後に領内で鷹狩を行い、そこで捕獲した鳥を「御鷹之鳥」として将軍への献上や幕閣への進呈が行われた。松平頼重自身も将軍家に対して、寛永19年（1642）11月28日に「遣使彦坂織部至江戸賀歳暮及新歳有進献、進献之品従水戸公指揮」、翌年6月2日には「登営、大將軍ニ謁シ、献スル所有リ。後恒例ト為ス」と、献上儀礼を行っている。それに対して将軍家からは「正保三年六月十六日、大將軍久世大和守ヲ遣シ、巢鷹ヲ賜フ。七月、公帰藩。是ヨリ先六月十日大將軍暇ヲ賜ヒ、雙鷹一馬ヲ加賜フ。恒例ト為ス」とあり、参府・帰藩の折などには鷹や馬を下賜されていたことが分かる。

すなわち、この当時、鷹拝領から、領国での鷹狩、「御鷹之鳥」の献上、献上後の祝儀・祝宴に至るまでの、鷹の贈答をめぐる一連の儀礼が成立していたことが分かる。また、将軍自身も鷹狩を行い、獲た獲物を諸大名に下賜した「御鷹之鳥」については、国元での拝領の方が厚礼で、藩主は家中への盛大な御振舞の場を設けて共同飲食の儀礼を行った。このような振舞の場と饗応儀礼は、将軍と藩主との特別な関係を誇示する場であると同時に、家臣や町人に対する恩恵となって藩主の権威を増し、藩主を中心とした家格的序列を再確認させる場となるなど、身分制社会維持の大きな役割を担っていた。一般に下賜儀礼は主従関係など身分秩序の維持に関わるもので、饗応儀礼は藩内社会集団への帰属意識を高めるものであったが、幕藩体制の確立期に合わせて両者は一体的に機能するようになり、一つの儀礼として定着するようになったものと考えられる。

鷹には権威の象徴という側面と慶事・祝事に適したものという側面があり、贈答儀礼を通じて藩主と家臣という主従（タテ）関係の確認や、大名間における贈答を通じた交友

(ヨコ) 関係の構築にも大きな役割を果たしていた。すなわち、鷹をめぐる贈答儀礼は単なる 1 対 1 の贈答行為で終わるのではなく、その背後には鷹狩によって獲た諸鳥の下賜・献上儀礼やその鷹之鳥の饗膳儀礼、鷹狩の際の供奉者・休息所への褒美の下賜儀礼等が重層的に繋がっており、その儀礼体系を駆使して藩体制の確立と幕藩制的な身分秩序の形成が行われていったものと考えられる。

高松藩主は伝統的に鷹好きで、これらの贈答儀礼に必要な鷹を求めて、産出地である弘前藩津軽家に度々鷹を「御所望」している。例えば、『弘前藩庁日記』によれば、2 代藩主松平頼常には延宝 3 年 (1675) ～貞享元年 (1684) の間に、ほぼ 2 年に 2 度の間隔で鷹を進呈しており、鷹の贈答を通じた大名間の幅広い交際関係を見て取ることができる。続く 3 代藩主頼豊にも正徳 3 年 (1713) ～享保 14 年 (1729) の間に計 10 回にわたって合計 23 居 (うち「御所望」は 13 居) を進呈している (86)。

②鷹之鳥等の下賜・饗応儀礼

初代藩主松平頼重が国替領主として高松に入封以来、連日のように「遊獵」等に出掛け、政治的文化の背景には、「狩る王」の系譜と「食す国」の伝統があったと考えられる。

「狩る王」の系譜とは、古代中国の帝王が野獣を狩り、それを神への犠牲として奉納し、日本でも『日本書紀』雄略天皇 4 年 2 月条に、葛城山で一事主という神と鹿狩を楽しんだ雄略天皇は「徳の有る天皇」と評され、天皇にとって狩猟とは神との交流であり、そこで自然の力の象徴である野生動物を捕捉することが、そのまま社会の秩序を創る権力の源泉となったのである。一方「食す国」の伝統とは、古来、日本では野生動物を狩ることが王の権力の源泉となり、また、その獲物を食することで政治的支配権を確認するという、動物を仲介とする政治の伝統があり、特に鷹や鷹之鳥をめぐる贈答・下賜儀礼は連鎖性をもって身分の上下関係の確認や社会的秩序の形成に大きな役割を果たしてきた。このような「食す国」の伝統を踏まえて、頼重も領内で度々「遊獵」や「舟遊」「川遊」を行った後で、そこで獲れた獲物等を自ら食するとともに、重臣や地元庄屋等を招いて下賜・饗応儀礼を催し、藩主の領域支配権と主従関係の再確認を行いつつ新領主としての支配の正統性を確保していった。ここにおいて、藩主の「鵜鷹逍遙」的行為は「下賜・饗応儀礼」行為と一体となって、藩政における政治文化史的意義と機能を持つようになったといえる。すなわち、頼重は、この 2 つの象徴的行為を政治的に活用して家臣団統制や領民対策に用いて領国支配体制の確立に結び付けていったものと思われる。この支配の正統性を安定的に維持するために、高松藩では家中や領民に対して、様々な儀礼を通じて藩主の権威や権力を高めるとともに、領内社会集団の統合化と序列化を図って儀礼的社会秩序ともいえるべき社会体制を構築していったものと考えられる (87)。

松平頼重は、寛永 19 年 (1642) 10 月に福江村へ巡検した際に、福善池において捕獲した白鳥を宇多津村の宿舎で膳にして老中・番頭に饗応している。また、正保 2 年 (1646) 2 月の引田村への狩猟でも、組頭や近郷政所 44 人を集めて饗を施す「賜饗」行為を行っ

ている。さらに正保4年3月10日条には「大獵。寺僧・町年寄・組頭ニ獵ヲ觀セシム。鹿肉ヲ町人ニ賜フ」とあり、鹿狩を寺僧や町役人に觀せ、大獵であったので、その肉を町人にまで下賜している（英公実録）。元禄6年（1693）4月26日には、当時隠居していた高松郊外宮脇村の下屋敷に、今般、鶴を貰ったので料理をして一同に馳走する、という名目で家臣たちを呼び集め、料理のできるまでの間と言って、日頃の劍術・槍・乗馬等の稽古、中でも水泳と鉄砲の稽古の大切さを述べ、老若に関わらず武道の鍛錬に努めることを訓示するとともに、家臣たちの部下の扱い方についての注意や、旗奉行以下それぞれの役職についての職務上の注意等を例を引きながら細々と訓戒している。鶴料理という特別な意味を持つ料理を前にして、頼重は2代藩主頼常への藩政権限の移譲をスムーズに行うために、藩士の意識改革と体制強化を狙ったものと考えられる。

『英公実録』には、讃岐高松藩における日常的な年中行事や家で行われた種々の儀礼に関する記録が載せられており、近世大名の武家儀礼の一端を知ることができる。幕府の例に倣って整備されたと考えられ、正月2日には鳥銃初式等が行われ、毎月の月次儀礼では毎月の朔日、15日、28日にそれぞれ登城して藩主に拝謁し、家督相続の御礼等の様々な御目見行事が行われた。このような高松藩の年中行事は、藩の諸制度や藩組織の確立などと並行して儀礼化が進み、その儀礼面の整備を通じて家臣団を統制して、藩体制を確立していったのである。しかし、儀式の主体はあくまでも藩主で、家臣たちは毎年のように行われる年中行事や儀礼に参加する中で、藩主への拝謁行為を通じて藩主との主従関係や自らの身分・格式を再認識していくところに政治的意味があった。家臣団構成は軍事的編成を基本とし、その身分的秩序も軍時編成に基づく格制に求められていたが、藩政の展開が軍事による武威から政事による文治へ移っていくと、その格制も次第に形式化し、家臣団内部の身分秩序が儀礼格式によって表現されるようになっていったと考えられる。高松藩では正保3年（1646）2月に「諸有司感賞ス」（増補高松藩記）、同10月には「廿六日、猿楽有り、饗ヲ諸士ニ賜フ」とあり、この頃になると、高松藩でも藩主と家臣団との体面儀礼の様式が「御成」から「御目見」へと変化していることが分かる。藩主が直接家臣の屋敷に出向く形式から、藩主が召出した上で家臣が集団で参上して御目見を受ける形式に変わることによって、家臣団に対する頼重の権威と地位が相対的に上昇したことを意味するようになったと考えられる（88）。

6) 讃岐高松藩における鷹狩文化に関する書画

① 讃岐高松藩の鷹書

鷹書とは、鷹狩に関する実技的な知識のみならず、鷹に関する説話や縁起といった文芸的な叙述も多く記載されている伝書のことで、中世から近世にかけて、武家の大身領主に仕える鷹匠たちによって鷹術の実技が営まれ、中世末期以降、各鷹術流派はその展開に伴って各流派所縁のテキストを多数制作してきた。近世になると、放鷹と武家との関係は、わ

ずかに鷹狩に参加したときだけ、その実情に接するものとなり、武家の放鷹は身辺的な趣味から文芸や教養的なものになり、近世の放鷹伝書はそれを反映して知的教養に関するものが多くなる。すなわち、鷹狩を主催したのは大名家等の支配者であるが、実行したのは彼等に仕えた鷹匠たちであり、こうしたテキストと関わる鷹術流派が隆盛することで、鷹狩の礼法的な価値が高まり、武家文化の一角を担う文化現象となり、鷹書は放鷹を介する武家文化の発展を根底から支えた書物群となった(89)。

「高松松平家資料」(香川県立ミュージアム蔵)の中には、延宝3年(1675)高嶋越中守祐宣作の『鷹之書』(高松松平家資料 575)が保管されているが、この鷹書がどういう性格のものであるかは今後検討しなければならない。一般に『鷹之書』には、鷹狩に伴う技術、鷹飼養・薬方、儀礼等の種々のテーマを文字・図絵に著わし、雛形等の形で写し留められており、諸藩では鷹匠が職務の関係上写本を作成して、代々その家に伝来してきたケースが多いが、高松藩では鷹匠頭の吉原文太夫家や他の鷹匠家に伝来文書が存在するかどうかも含めて現在のところ不明である。

②讃岐高松藩の鷹図・鳥類図

18世紀は世界的な博物学の時代で、江戸の大名の間でも、鳥類・魚類・昆虫等の図鑑を作らせる、いわゆる「博物大名」が出現し、新しい時代を切り開いていった。讃岐高松藩5代藩主松平頼恭(1711~1771)は、本草学に造詣が深く、様々な野生の鳥を精密に描かせた「衆禽画譜」、水生生物を描く「衆鱗図」、植物を描く「衆芳画譜」「写生画帖」の4種13帖の博物図譜(香川県指定有形文化財「高松松平家博物図譜」)を制作している。

大名がここまで徹底して博物に拘るようになったのは、享保20年(1735)に8代将軍徳川吉宗が全国に発した産物調査が切っ掛けであった。吉宗は全国の知られざる有用な産物等を発掘することで、逼迫する財政を改善しようと考え、諸国の大名に土地の天産物を悉皆調査して絵を付した『諸国産物帳』を作らせたのである。その結果、最終的に1000冊を超えた『諸国産物帳』は、博物学的な調査と絵図の制作手法を日本全国に行き渡らせる効果をもたらせ、中でも讃岐高松藩や肥後熊本藩からは独自の工夫を凝らした精緻な博物画の数々が生まれた。吉宗の政策が各地で博物学に目覚める博物大名を生み、博物大名たちは個人で活動するだけでなく、肥後熊本藩主細川重賢は松平頼恭から図譜を借りて写しを残すなど、互いに図譜を交換して模写し合ったりして博物大名同士のネットワークができ、出自の枠を超えたサロンが結成されていった。

当時は宝暦の改革で日本中の諸藩が藩政刷新を迫られていた時期にあたり、松平頼恭は高松藩中興の祖といわれるように、細川重賢と同様に殖産興業の熱心な推進者であった。

『衆芳図譜』を含めた13点に上る頼恭の図譜は、博物学研究に熱中した彼の成果の集積であり、標本採取した対象を、恰もそのまま画中に閉じ込めてしまったかのような精巧さと美しさは、博物図譜の逸品として定評がある。松平頼恭の正室は細川重賢の姉八代姫で、2人が義兄弟という関係にあり、頼恭の図譜の模写・貸借関係を通じて松平頼恭(5代讃

岐高松藩主)～細川重賢(8代肥後藩主)～佐竹曙山(8代秋田藩主)～島津重豪(8代薩摩藩主)という江戸博物学大名のネットワークの存在が想起される。また、鳥類図譜制作の背景には、博物学的興味とともに、大名の飼鳥(かいとり)趣味の流行があった。当時、大名間では鷹や珍鳥は大切な贈り物とされ、珍鳥を手に入れば、どのような種類の鳥なのかを比較検討する図鑑として図譜が必要となり、常備されるようになった。その際、御抱絵師たちには自らの技量を発揮して彼らの求めに応じる写生力が求められたのである。ここに、鷹狩ー野外採取ー献上・拝領ー鳥類収集(鳥屋より買い上げ)ー図譜制作・貸借という文化のシステムが出来上がったのである。鳥屋とは鳥を飼う小屋、特に鷹を飼育する小屋のことを指したが、江戸時代には色々な鳥を商う店屋のことも指した。そこでは食肉用の鳥だけでなく、観賞用の鳥も多く扱っていた。このような鳥に関する「知の集積」が鳥類図譜制作の背景にあったと思われる(90)。

9代藩主松平頼恕は画を能くし、19世紀前半作の「倭姫画像」に鶴を描いている。高松松平家には、住吉派の画家鶴州霊鷲(住吉如慶の子で具慶の弟)が17世紀後半に描いた「栗に鶉の幅・松に雉子の幅」2幅、岸岱の「牡丹鶴図屏風」2曲1双、明時代の周之冕の「蓮鷺図」1幅、狩野探幽の寛文10年作「猩々鶴図」3幅、同「王子喬乗鶴讀書図」1幅、狩野常眞の「叭々鳥図」1幅(高松市歴史資料館蔵)、狩野常信の「寿老鶴亀図」3幅、沈南蘋の雍正3年作「松鹿図」1幅、円山応挙・呉春・長澤蘆雪の「寿老鶴亀図」3幅、岸駒の「松鶴猛虎図」1幅、狩野探信(守道)の「丹頂鶴図屏風」2曲1双、雲谷等璠(萩藩御抱絵師)の「四季花鳥図屏風」6曲1双、三舟画・日柳燕石賛の文久4年作「燕図」1幅が伝来している。このほか、平賀源内と交流のあった南蘋派絵師三木文柳(1716～1799)の「鷹図」1幅、「花鳥図」3幅(秋田市立千秋美術館蔵)、「鷹図」1幅(個人蔵)、「花鳥図」2幅(香川県立ミュージアム蔵)、「花鳥図屏風」6曲1双(個人蔵)が伝来する。また、金刀比羅宮の表書院東南隅の鶴の間(代参使者の控えの間)の天明7年(1787)丸山応挙作の「遊鶴図」(重要文化財)には、羽根を休めている1羽の真鶴と2羽の丹頂鶴が描かれている。同奥書院の柳の間には天保15年(1844)佐伯岸岱作の「柳に白鷺図」、また同奥書院の菖蒲の間には佐伯岸岱の「花菖蒲に水禽図」が描かれている。奥書院東廊下には天保15年に岸岱と同道した有芳が描いた杉戸絵「滝に鷺図」、宮本武蔵作の「落雁図」が保管されている。猪熊家住宅の客殿は、讃岐高松藩主が社参の際に休憩所となったが、その南面東側には京都狩野派家元狩野永納筆と伝えられる「伝狩野永納筆波濤鷹図杉戸」が間仕切りとして入っていた(91)。

註

- (46)『万言様之事』は小笠原流古伝書の一つで、延宝6年(1675)11月3日に幕命により平兵衛家(現小笠原流家元)の小笠原丹斎が徳川将軍家に提出した古伝書群50冊12軸中(4冊欠)の1冊で、国立公文書館(内閣文庫)に現存する。「万言様」とは、小笠原流礼法における礼の根本となる考え方で、相手を敬い、真心をもって接することの重要性を説いたものである。島田勇雄「15世紀の『話し方』の本ー小笠原家の古伝書『万言様之事』ー(上)」『言語生活』第286号、筑摩書房、1975年、86頁～91頁、同「(下)」『言語生活』第287号、筑摩書房、1975年、

- 67 頁～71 頁。同「放鷹諸流と鷹詞との関係についての試論－武家礼式における小笠原流諸派の放鷹書の基礎的研究－」『神戸大学文学部紀要』第 4 号、1974 年、80 頁～86 頁、90 頁～107 頁。同校注『貞丈雑記 4（東洋文庫 453）』平凡社、1986 年、167 頁～168 頁、291 頁。＜参考＞長谷川成一『近世国家と東北大名』吉川弘文館、1998 年、13 頁。鷹狩は戦国武将の教養の一つとして捉えられていた（芥川龍男「戦国武将の教養－その一側面としての鷹狩・狩猟－」『日本中世の史的展開』文献出版、1997 年、3 頁～30 頁）。近世期の武士の心得については、堀田幸義「武士の嗜み、武士の威厳」入間田宣夫監修『講座東北の歴史』第 1 巻、清文堂、2012 年、287 頁～310 頁。同「同（その二）」『東北学院大学経済学論集』第 177 号、2011 年、363 頁～388 頁。同「同（その三）」『宮城教育大学紀要』第 46 巻、2011 年、265 頁～284 頁、がある。
- (47) 渡辺浩『御威光』と象徴－徳川政治体制の一側面－『思想』第 740 号、岩波書店、1986 年、132 頁～154 頁。小宮木代良「幕藩政治史における儀礼的行為の位置づけについて」『歴史学研究』第 703 号、青木書店、1997 年、83 頁～90 頁。＜参考＞盛本昌広『日本中世の贈与と負担』校倉書房、1997 年、12 頁～13 頁。大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』吉川弘文館、1999 年、1 頁～7 頁、202 頁～204 頁。福田千鶴『江戸時代の武家社会－公儀・鷹場・史料論－』校倉書房、2005 年、124 頁、130 頁、150 頁。岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』校倉書房、2006 年、9 頁～12 頁、371 頁～376 頁。同『鷹と将軍－徳川社会の贈答システム－』講談社、2009 年、5 頁～13 頁、202 頁～209 頁。深谷克己「幕藩体制の支配秩序がつくられていく」歴史教育者協議会編『日本社会の歴史』上、大月書店、2012 年、207 頁～209 頁。
- (48) 『新編丸亀市史 2・近世編』丸亀市、1996 年、10 頁～25 頁。木原博幸『藩政にみる讃岐の近世』美巧社、2007 年、7 頁～13 頁、37 頁～42 頁。福田千鶴「豊臣秀吉の鷹匠とその流派」『鷹・鷹場・環境研究』第 4 号、2020 年、57 頁～58 頁。「諸国当城之図」（広島市立中央図書館「浅野文庫」蔵）にも同場所に「エサシ丁」の名が見える。＜参考＞生駒氏の高松城築城の縄張りを見分したという黒田如水孝高は、筑前入国の城下割りでも博多の町外れの空地に鷹匠を置き、家は町屋風に仕立てて、それに紛れて町人とも鷹匠とも知れぬようにするなど、鷹匠町は如水の私兵を隠す目的があったと伝える（福田千鶴『江戸時代の武家社会－公儀・鷹場・史料論－』校倉書房、2005 年、151 頁。黒川真道編『黒田家古郷物語・大友公御家覚書 全』防長史料出版社、1979 年）。近世城下町の構造的な特色については、藤本利治『近世都市の地域構造－その歴史地理学的研究－』古今書院、1976 年、2 頁～3 頁。小野晃嗣『近世城下町の研究・増補版』法政大学出版局、1993 年、195 頁～199 頁。矢守一彦『都市プランの研究－変容系列と空間構成－』大明堂、1970 年、253 頁～254 頁、265 頁。足利健亮『中近世都市の歴史地理』地人書房、1984 年、111 頁～132 頁、221 頁～230 頁。中西和子「織豊期城下町にみる町割プランの変容－タテ町型からヨコ町型への変化について－」『歴史地理学』第 45 巻第 2 号、2003 年、25 頁～46 頁。宮本雅明『都市空間の近世史研究』中央公論美術出版、2005 年、250 頁～346 頁、482 頁～501 頁、などがある。これらによれば、高松城下町も生駒時代には、秀吉系城下町の特徴である「城（高松城）－大手（丸亀町）－寺院（寺町）」というタテ町型をメインに南北に延び、近世中期の松平時代になると藩体制の確立（行政機構の整備）や商業の発達等に伴ってヨコ町型が拡大して城下域が広がり、居住屋敷の増設や再配置が必要となったと考えられる。高松城築城以前の野原地区は、中世湊町として発達し南北に主要道が通っていたと思われ、東西の道はま

- だ未発達だったと推定される（田中健二・藤井洋一「冠纓神社所蔵永禄八年『さぬきの道者一円日記』（写本）について」『香川大学教育学部研究報告』第1部第97号、1996年、128頁～132頁。佐藤竜馬「伊勢御師が見た讃岐」市村高男他編『中世港町論の射程—湊町の原像：下—』岩田書院、2016年、223頁）。寛永4年（1627）に讃岐を探索した幕府隠密の報告書『讃岐伊予土佐阿波探索書』（東大史料編纂所蔵影写本）にも、高松城の東西は海浜地域であるため東西の町は大きくならず、城下町は高松城の南を中心として発展し、侍屋敷は外濠の内側と西南地域に配置されていた（『香川県史 9・近世史料Ⅰ』香川県、1987年、5頁～10頁。田中健二「生駒時代・高松城下周辺の地形」『香川県立文書館紀要』第12号、2008年、1頁～28頁。同「続 生駒時代・高松城下周辺の地形」『香川県立文書館紀要』第14号、2010年、1頁～10頁）。
- (49) 「有馬家文書」『新編香川叢書・史料篇（二）』新編香川叢書刊行企画委員会、1981年、29頁～30頁、69頁～70頁。讃岐領内では鳥打は御法度だが、豊田郡井関内野村里へ鹿が出て稲作を荒らすので、寛永13年には鹿討鉄砲免状を出されている（「佐伯家文書」『同上・史料篇（二）』838頁）。木原博幸『藩政にみる讃岐の近世』美巧社、2007年、31頁。＜参考＞塚本学『生類をめぐる政治—元禄フォークロア—』平凡社、1983年、127頁。「生駒家寶簡集」乾、香川県教育委員会編『新編香川叢書・史料篇（二）』新編香川叢書刊行企画委員会、1981年、1047頁。
- (50) 武井弘一『江戸日本の転換点—水田の激増は何をもたらしたか—』NHK出版、2015年、14頁～17頁。水本邦彦『草山の語る近世』山川出版社、2003年、59頁、67頁、94頁～95頁、119頁～124頁。＜参考＞藤堂高虎執政の生駒藩政下で農業基盤整備に重要な役割を果たしたのは、三野四郎左衛門（讃岐三野氏出身）と西島八兵衛（藤堂高虎家臣）であった（『新編丸亀市史 2・近世編』丸亀市、1994年、19頁～22頁）。近世初期讃岐における城下町建設と大開発時代の状況については、田中健二（代表）『近世初期讃岐国における城下町建設と開発・治水に関する研究』（科研費補助金研究成果報告書、2017年）、森下友子「高松城下の絵図と城下の変遷」（『研究紀要Ⅳ』財団法人香川県埋蔵文化財調査センター、1996年、67頁～115頁）、西島八兵衛の治水事業については藤田勝重『治水利水の先覚者西嶋八兵衛と栗林公園』（大禹謨頭彰会、1962年）、本條忠應「讃岐生駒藩における西嶋八兵衛のための池技術小史」（『農業農村工学会中国四国支部講演会講演要旨集』73号、2018年、50頁～52頁）、生駒藩・丸亀藩の大野原開拓事業については『新修大野原町誌』（大野原町、2005年、301頁～318頁）が詳しい。
- (51) 東大史料編纂所編『大日本近世史料 細川家史料二十四』東大出版会、2014年、4867、4913号。『同二十五』2016年、5476号。『同二十六』2018年、5781号。『同二十七』2022年、5818号。『熊本縣史・別巻第一・年表』熊本県、1965年、163頁～164頁。山崎家治は山崎家の中興の英主といわれ、成羽藩主であった20年間、改易大名の開城引き渡しの警備役や大坂城の石垣修築等の幕命を忠実に務め、その功績と手腕が高く評価され、島原天草一揆後の治安回復のために肥後天草へ転封となった（『成羽町史・通史編』成羽町、1996年、159頁～160頁）。寛永15年（1638）5月6日付小笠原忠真宛の細川忠利書状には、天草富岡藩主となった山崎家治とは間柄が良いと述べ、翌年4月27日付山崎甲斐守家治宛の書状では、赴任早々切支丹狩等で45人を捕まえたことや、城の修復にかかる苦労等を称えろと共に、江戸の情報を伝えたりしている。（『熊本県史料・近世篇第一』1965年、206頁）。＜参考＞山崎家は代々播磨池田家や肥後加藤家と婚姻関係にあった（『山崎家譜』（東京大学史料編纂所蔵）。谷省吾「山崎家譜の成立と意

- 義』『皇學館大學紀要』第 17 号、1979 年、98 頁～148 頁。堀田正敦「宇多源氏（佐々木庶流）山崎」『寛政重脩諸家譜 第 3 輯』國民圖書、1923 年、250 頁）。
- (52) 『新編丸亀市史 2・近世編』丸亀市、1994 年、43 頁～52 頁、107 頁～116 頁、247 頁～249 頁。木原溥幸『藩政にみる讃岐の近世』美巧社、2007 年、203 頁～209 頁、37 頁～42 頁。直井武久『丸亀の歴史散歩』1982 年、90 頁～91 頁。明治 9 年、地租改正にあたり鷹匠町と船頭町は市街から分離して地方村に編入され（『新編丸亀市史 3・近代・現代編』丸亀市、1996 年、56 頁）、明治 34 年の「丸亀市実測全図」には「餌差」の名が見える。＜参考＞幕府による城郭統制策には①元和一国一城令、②武家諸法度の城郭統制条項、③大名の居城受取・引渡があったが、③はさらに大名の改易と転封に大別された（白峰旬『江戸大名のお引越しー居城受け渡しの作法ー』新人物往来社、2010 年、4 頁～15 頁、21 頁～24 頁、121 頁～123 頁）。笠谷和比古「徳川幕府の大名改易政策をめぐり一考察（一）」『日本研究：国際日本文化研究センター紀要』第 3 号、1990 年、60 頁。転封に伴う引渡＝請取の引継文書の中には「御城絵図・御家中并町方絵図」が含まれており（谷口昭「大名の領知と家産一城邑の引渡を中心に」『名城法学』第 42 巻第 1 号、名城大学法学会、1992 年、39 頁～101 頁。同「転封の世紀ー作法の形成ー」『名城法学』第 60 巻別冊、名城大学法学会、2010 年、15 頁～46 頁）、新領主が転地の城下町整備や家臣の屋敷配置に参考にする場合があったという。さらに領主の石高が異なって移封された場合には、城郭及び城下の再整備が必要となり、その際には幕府へ届け出て許可を要した（藤井譲治「大名城郭普請許可制について」京都大学人文学研究所『人文学報』第 66 号、1990 年。渡辺理絵「城下町絵図の研究視角ー城下町研究と絵図研究の環流を目指してー」『歴史地理学』第 52 巻第 1 号、2010 年、69 頁～83 頁。同『近世武家地の住民と屋敷管理』大阪大学出版会、2008 年、191 頁～200 頁）。生駒騒動後、西讃岐の丸亀に入部した山崎家治は亀山を城地と決め、幕府の許可を得て寛永 20 年（1643）から丸亀城の再築に取り掛かり（山崎家文書・徳川実紀）、転封に伴う引継文書の際に生駒氏から引き継いだ「家中并町方絵図」を参考にして家臣の屋敷配置を行ったものと思われる。福田千鶴「元和の一国一城令と諸国城破り」『江戸時代の武家社会』校倉書房、2005 年、47 頁～70 頁。花岡興史「江戸幕府の城郭政策にみる『元和一国一城令』」『熊本史学』第 97 号、熊本史學會、2013 年、1 頁～40 頁。
- (53) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』第 6 巻・近世 1、1984 年、259 頁。同編『岡山県史』第 26 巻・諸藩文書、1983 年、15 頁。山崎家と鷹狩との関係については、天和元年の『成羽山崎家中御定帳』に「えさし久右門」「餌指へ鳥口靱壺石御領内より出ル」「御犬ふち一日ニ下白米貳合宛」や「御鷹匠鷹打ニ山へ泊りかけニ参候へハ、人足壺人小人之内より被下筈」とあり、丸亀藩時代から続く鷹匠や餌指の存在を窺わせる（高田家文書『成羽町史・史料編』成羽町、1994 年、155 頁～156 頁、169 頁。高田家文書）。寛政元年（1789）の成羽「町図（写）」（井上家文書）には、武家屋敷地区に「鷹部屋丁」が、「鷹部屋」に丸橋長右衛門・田中織衛の名が見える（『成羽町史・史料編』成羽町、1994 年、274 頁）。渡邊秀一「山間小城下町の地域構造一備中国川上郡成羽の場合ー」『歴史地理学』第 40 巻第 3 号、歴史地理学会、1998 年、26 頁）。＜参考＞笠谷和比古「徳川幕府の大名改易政策をめぐり一考察（一）」『日本研究：国際日本文化研究センター紀要』第 3 号、国際日本文化研究センター、1990 年、35 頁～63 頁。同「徳川時代通史要綱」『徳川社会と日本の近代化』思文閣出版、2015 年、10 頁。

- (54) 松江市史編集委員会編『松江市史』通史編3・近世Ⅰ、松江市、2019年、71頁～72頁。京極忠高は、義兄弟（妻同士が姉妹）であった肥後熊本藩主細川忠利と鷹狩について手紙を通じて情報交換を行い、甥の高和も細川忠利と厚誼を結び鷹狩に関する手紙の遣り取りをしている（『大日本近世史料・細川家史料』東大史料編纂所、2014年、4835号。前掲書、2022年、5878号）。高和は寛永14年（1637）に龍野藩主になった際、藩の財政不足を補うために家臣の人員整理案を考えたが、老臣佐々九郎兵衛光長が「家臣に暇を出すなら、新参の者より禄の多い者にすべきである。大切な事は、殿の能・舞妓・鷹狩・屋敷の設備・衣服・器物、万事に費えをなしており、これを諫めるのが高禄の者の勤めである」と諫言し、家臣に暇を出さなかったという（「佐々九郎兵衛経済格論の事」湯浅元禎輯・永井一孝校注『常山紀談』有朋堂、1926年、544頁～545頁）。＜参考＞木原溥幸『藩政にみる讃岐の近世』美巧社、2007年、210頁～213頁。寛永年間の「京極忠高給帳」（松江市田中融氏蔵）には鷹匠衆として鷹師頭の猿木弥五右衛門・石川四郎兵衛・千田仁助、鷹匠の今井五郎太夫・畑田孫七・松岡平兵衛・塚谷源左衛門・原兵吉・高田喜兵衛・山崎七郎兵衛・和多田三十郎の名が見え（島根県編『新修島根県史・史料編2・近世上』島根県、1965年、109頁）、このうち猿木弥五右衛門は若狭時代には小姓衆であったが（村松家文書「若狭・龍野分限帳」）、松江時代に鷹匠頭となり、龍野時代には名前が見えない。草薙金四郎編『讃岐京極丸亀・多度津藩分限帳』（讃岐史談会、1936年、221頁～222頁）の寛永14年の「京極高次分限帳」には「二百石（内百五十石御加増） 猿木理太夫。（百石）猿木彌御右衛門」の名が見える（『新編丸亀市史2・近世編』丸亀市、1996年、53頁～83頁）。
- (55) 矢守一彦「浅野文庫蔵『諸国当城之図』について」原田伴彦・矢守一彦編『浅野文庫蔵諸国当城之図』新人物往来社、1982年、224頁。木原溥幸『藩政にみる讃岐の近世』美巧社、2007年、259頁～260頁。＜参考＞武家地の屋敷管理・住民把握については、渡辺理絵『近世武家地の住民と屋敷管理』大阪大学出版会、2008年、191頁～200頁に詳しい。17世紀中頃に城下町徳島も大きな再編期を迎え、富田地区は武士や足軽の屋敷地として造成され、この地に「鷹匠町」が誕生したが、その後、鷹匠たちは屋敷替えを命じられて他へ転出し、「鷹匠町」という地名だけが残った（「とくしまヒストリー ～第16回～「鷹匠町」一城下町徳島の地名4ー」徳島市立徳島城博物館、2019年）。丸亀の「鷹匠町」も江戸後期になると、文化9年、文政2年、同8年の改革（倭約政治）の影響もあってか住人も変わっていき、勤皇家の土肥大作（実光）・七助兄弟が出ている（直井武久『丸亀の歴史散歩』1982年、99頁）。
- (56) 藤井譲治『日本の近世3支配のしくみ』中央公論社、1991年、75頁、170頁。
- (57) 『丸亀京極家御連枝日記』香川県立文書館、2015年、42頁、49頁～50頁、57頁～58頁、104頁、258頁、356頁。
- (58) 佐藤和彦編『ばさら大名のすべて』新人物往来社、1990年、23頁。初代京極高和の筆による「三十六歌仙」の卷子（丸亀市立資料館蔵）や、2代高豊も詩歌に親しみ、特に絵画に優れた才を見せ紙本着色「秋草に月図」、絹本着色「山水図」を残している。3代高或は和風と号して俳諧を嗜み、4代高矩も台旭と号して俳諧に親しみ、和歌集『京極高矩耕御家集』がある。5代高中は寛政5年（1793）に將軍家斉の命により家伝の京極式犬追物の書と絵図を一覧に供するとともに（旧丸亀藩事蹟）、翌年には藩校正明館を創設して学問を振興させ、6代高朗は文人藩主として、琴峯と号して『琴峯詩集』や『巡封詩草』等で漢詩に才能をみせた。また、天保10

年からは『西讃府志』編纂事業を開始し、7 代朗撤の安政 5 年（1858）に完成させている。家臣の中にも儒学、国学、俳諧、絵画・花道、絵画等それぞれの分野で活躍する藩士が多く出てくる（『新編丸亀市史 2・近世編』丸亀市、1994 年、1157 頁～1064 頁）。武道では相撲好きの藩主が多く、貞享 3 年（1686）、2 代京極高豊の二男裕次郎の誕生祝いに上覧相撲が行われ、5 代高中、6 代高朗は特に相撲を愛好し、お抱え力士がいて上覧相撲や領内でも勸進相撲が盛んに行われた。しかし、文化 9 年（1812）より丸亀藩は諸大名との交際上の贈答もやめ、以後徹底した儉約政治を行っている（長谷川家「覚帳」）（『新編丸亀市史 2・近世編』丸亀市、1994 年、102 頁～106 頁、1058 頁～1132 頁）。＜参考＞丸亀京極藩の御茶屋・別館として安政年間の『西讃府志』には、貞享 5 年（1688）に 2 代藩主高豊が経営した「中津御茶所・別館」、藩主が領内巡視の際の休憩所となった「金倉別館」が記載されている。

- (59) 松本昭雄「京極高和の書状（二）」『香川県立文書館紀要』第 10 号、2006 年、63 頁、67 頁。
- (60) 「国市池由来」に「京極刑部様（丸亀藩初代藩主京極高和）御代（1658～1662）、御鷹御用ニ付、御領分之百姓鷹を捕へ差上候者ニハ御褒美可被遣旨、被仰出、笠岡村七尾原治左衛門と云者鷹を捕へ指上候。御褒美ニ比地中村五町池下之田地ニいまだ百姓有付無之、此所を可遣と被仰付（下略）」とあり、京極高和の時代に、笠岡村七尾原の治左衛門が鷹を捕らえて藩主に献上して褒美をもらったとある（「比地中村古事記」『高瀬町史・史料編』高瀬町、2002 年、217 頁）。
- (61) 金井圓校注『土芥寇讎記』人物往来社、1967 年、343 頁。秋山吾者『御そもじ御息災に御勤候やー井上通女の書簡集ー』1993 年、11 頁。井上通女全集修訂委員会編『井上通女全集（修訂版）』丸亀高校同窓会、1973 年、311 頁。＜参考＞豊田寛三「岡藩の『鷹匠』について」『大分縣地方史』第 199 号、大分縣地方史研究会、2007 年、1 頁～27 頁。京極丸亀藩では安政 4 年（1857）7 月に藩財政の窮迫を救うために家禄の 4 割減俸令を出すなどしたため、下級武士の生活は苦しく傘梁や団扇づくり等の手内職をはじめ、鳩部屋という鳥小屋で鳩を飼い、その糞を集めて金に換えた。その鳩部屋が旧多賀屋敷の足軽長屋跡に大正年間まで残っていたという（『新修丸亀市史』丸亀市役所、1979 年、386 頁～287 頁）。
- (62) 秋山照子「『殿様御乗廻』丸亀藩主の領内巡視」『食文化研究』第 5 号、2009 年、1 頁～12 頁。『高瀬町史・通史編』高瀬町、2005 年、190 頁。浜近仁史「解説」高瀬町教育委員会事務局学校教育課町史編纂室編『高瀬文化史Ⅳー近世高瀬の村々②ー白井家文書』高瀬町教育委員会、2005 年、101 頁。＜参考＞塚本学『生類をめぐる政治』平凡社、1983 年。深谷克己『百姓成立』塙書房、1993 年。武井弘一『江戸日本の転換点ー水田の激増は何をもたらしたかー』NHK 出版、2015 年、67 頁、90 頁。同『鉄砲を手放さなかった百姓たち』朝日新聞出版、2010 年、65 頁、754 頁。佐伯家文書「萬覚帳」（香川県立文書館蔵）。根崎光男「近世農民の害鳥獣駆除と鳥獣観」『人間環境論集』第 1 巻第 2 号、法政大学人間環境学会、2001 年、1 頁～12 頁。
- (63) 「土州へ御鶴御到来之事」香川県教育委員会編「古法便覧」『新編香川叢書・史料篇（一）新編香川叢書刊行企画員会、1979 年、1035 頁～1037 頁。宮内省式部職編纂・発行『放鷹』1931 年、134 頁。＜参考＞秋田県公文書館所蔵史料「佐竹文庫」〔AS209-96 鶴御拝領之次第〕（東大史料編纂所）は、佐竹家が享和 2 年（1802）に拝領した鶴が、江戸から国元へ運ばれるまでの記録及び宿次奉書・宿次証文・奉書請書・同添書の写、奉書等を納める箱の図、御礼使者と御礼先・献上物、老中への伺書（例書）の雛形、そして「鶴御扱之次第」といった内容からなる。

- 寛政 8 年（1796）の津山藩「町奉行日記」には、松江藩が拝領した鶴が津山の城下を通っている記事があり、拝領の鶴は宿場から宿場へ順に送られて松江まで届けられ、拝領の鶴が国元に到着すると披露等の儀式があり、調理されて藩の上位藩士たちに振る舞われたといわれる（津山郷土博物館「津山の歴史あらかると」）。国史研究会編「將軍より拝領の鶴」（『微妙公御夜話』新字版、国史研究会、1916 年）にも加賀藩主前田利常が拝領の御鶴を家臣たちに披露した後、鶴料理を下賜したことが記されている。
- (64) 京極高朗が文政 10 年 3 月 2 日に、幕府へ多度津陣屋建設の願いを出し、同年 4 月 8 日に許されている（多度津京極御系図）。『新編丸亀市史 2・近世編』丸亀市、1996 年、83 頁～85 頁。木原 博幸『藩政にみる讃岐の近世』美巧社、2007 年、313 頁～314 頁、318 頁～320 頁。
- (65) 草薙金四郎編『讃岐京極丸亀・多度津藩分限帳』讃岐史談会、1936 年、221 頁～222 頁。「富井家文書」『多度津町誌・資料編』多度津町、1991 年、154 頁。
- (66) 『富井泰蔵「覚帳」』富井泰蔵覚帳出版会、1978 年。塩田月史「鹿狩りのこと」『多度津町誌余話』多度津町、1991 年、46 頁。安田寛子『幕末期の江戸幕府鷹場制度』河出書房新社、2020 年、259 頁、386 頁。＜参考＞「多度津藩政資料」（香川県立ミュージアム収蔵）は県内唯一の藩政資料で、中核となるのは藩庁の各役所毎に記録された公式な勤務日誌であるが、一件文書も相当数あるので「多度津藩政資料」と名付けられている。内容は享保 5 年（1720）～明治 22 年（1889）にわたり、勤務日誌は「御勘定方日記」等の表題が付されているが、大半は単に「日記」「年中日記」としか記されず、どの役所のものであるかが判読しがたい。日記を記すのは月番を務める担当の家臣で、年代と共に増加し、文化期以降、細分化して急増する傾向がみられる。このことは本藩丸亀藩の影響から次第に支藩多度津藩が独立していく状況を如実に物語っている。日記類とは別に家臣の由緒を書き上げた「書入分限帳」（香川県立図書館蔵）もあり、今後の総合的な研究が俟たれる。
- (67) 「英公外記」（香川県立ミュージアム蔵）「龍雲院様御代下館高松分限帳」（鎌田共済会郷土博物館蔵）。「下館分限帳」「讃州高松分限帳」松浦正一『高松藩祖松平頼重傳』松平公益会、1963 年、569 頁、576 頁、589 頁、593 頁。＜参考＞「下館分限帳并讃州御入部御行烈」（高松市横井金男収集文書）には、御鷹匠頭（平尾又市）、御鷹師（松崎勘七・吉原文太夫・飯原大八）、御鷹餌飼（石塚清右衛門）、ゑさし（長右衛門・又右衛門・勘四郎・弥右衛門）の名が見える。讃岐高松藩では、寛永 19 年以降、平尾又市が鷹匠頭を務めていたが、享保年間に吉原文太夫が鷹匠頭、松崎林蔵が鷹匠小頭となると、以後代々吉原家が鷹匠頭、松崎家が鷹匠小頭を務めた（鷹匠小頭は文久 4 年以降に和田家へ移っている）。藤井譲治「幕藩官僚制論」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史㉔ 近世 I』東大出版会、1985 年、349 頁～357 頁。
- (68) 『高松藩士由緒記』（香川県立図書館蔵）によれば、讃岐高松藩の鷹匠には初代藩主松平頼重とともに下館から来高して代々鷹匠を務めた家（吉原・松崎）の他に、その後採用された家（光宗・伊藤・香西・和田・片山・加藤・清野・田所・中村・松村・山田・石川・村越等）があった。このうち、寛文年間には鷹匠より徒士となった桑名広内や餌指より徒士となった加藤園左衛門がいる一方、餌指より鷹匠となった松崎勘右衛門や徒士より鷹匠となった片山仁兵衛がいるなど、鷹匠と餌指・徒士間の異動がみられる。また、後に家老となる間宮武右衛門が天明 7 年 11 月には側用達鷹方支配を務めていることも分かる（井下香泉『讃岐松平藩士由緒録』高松

- 大学出版会、2002 年、34 頁、82 頁、104 頁、140 頁、200 頁、220 頁、290 頁～291 頁、308 頁、348 頁、361 頁、363 頁。柴田勅夫『増補高松藩士由緒記』1979 年）。御鷹方の鷹師頭、鷹匠小頭、手鷹匠（定江戸を含む）は御目見以上、鷹匠は士分で、他に餌指・犬引・鷹方物書がいた（「慶応三年調御家料并に役録」『増補高松藩記』永年会、1932 年、538 頁～552 頁）。琴南町八峯の佐野家は代々高松藩の御鷹師をしていたので、「御鷹師」という屋号を名乗っている（琴南町誌編纂委員会編『琴南町誌』琴南町、1986 年、967 頁）。幕府の鷹匠職制については、根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』（吉川弘文館、2008 年、222 頁、225 頁～226 頁）が詳しい。
- (69) 拙稿「藩政成立期における藩主の「鵜鷹逍遙」的行為の政治文化史的意義－初代讃岐松藩主松平頼重の藩政における「遊猟」「舟遊」等の位置づけ－」『高松大学研究紀要』第 58・59 合併号、2013 年、23 頁～27 頁。＜参考＞近世前期に藩の鷹匠が幕府の鷹匠から教えを請う事例は盛岡藩にも見られ（兼平賢治「公儀御鷹師衆・諸藩鷹師からみる一七世紀の東北」『東北近世史』第 39 号、2015 年、10 頁）、幕府鷹匠と藩の鷹匠が接触している事例は、元禄 5 年（1692）頃に福岡藩の鷹匠であった広羽家の文書にも記載が見られる。同史料を紹介した岩淵令治は、福岡藩の鷹匠たちが集団として幕府の鷹匠と交流を持つていることを指摘している（岩淵令治「＜史料紹介＞元禄五歳江戸一巻覚書－福岡藩鷹匠の江戸勤番日記－」『鷹・鷹場・環境研究』第 1 号、2017 年、84 頁～94 頁）。参勤交代によって、江戸は各藩士同志や幕臣との交流の場となり、鷹匠の技術的な交流や餌の購入が行われた。各藩の鷹匠職制については、堀田幸蔵「仙台藩の鷹匠に関する基礎的研究」（『鷹・鷹場・環境研究』第 2 号、2018 年、17 頁～37 頁）。豊田寛三「岡藩の『鷹匠』について」（『大分県地方史』第 199 号、2007 年、20 頁～21 頁）。福田千鶴「解説」（『鷹・鷹場・環境研究』創刊号、2017 年、41 頁）。東昇「伊予大洲藩主の狩、御鷹野場と生業」（『鷹・鷹場・環境研究』第 4 号、2020 年、35 頁～44 頁）。野生のタカを捕獲する技術については、菊池勇夫「鷹の捕獲技術について－江戸時代の北日本を中心に－」（『年報人類文化研究のための非文化資料の体系化』第 2 号、2005 年）。林亮太「平成 28 年度秋季展：武家と鳥－鷹狩・鳥構場－」展示解説（金沢市立玉川図書館近世史料館、2006 年）『鷹・鷹場・環境研究』第 1 号、2017 年、67 頁～82 頁）。鷹の調教については、丸山大輝「近世初期における鷹の調教と鶴取－池内吉長の鷹術を中心に－」（『鷹・鷹場・環境研究』第 3 号、2019 年、53 頁～78 頁）。飼育過程における鷹の療治や放鳥の実態については、岡崎寛徳「御鷹掛若年寄『水野忠成側日記』に見る鷹と鷹狩」（『大倉山論集』第 46 号、2000 年）等が詳しい。
- (70) 『増補三代物語』（坂口友太郎編、三代物語刊行会、1992 年、184 頁）に「香川郡東部上之村 ○高丸 小地名 鷹匠餌指住宅」とあり、万治元年（1658）4 月 9 日の「源英様御代御令條之内書抜」（『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県文書館、1998 年、53 頁）には「一、東御歩行長屋ト御鷹師町ト之間道之東はしニ、ごもく杯捨候故、水道之水上之際ニ而候故、水悪敷相成申ニ付、御老中江申達掃除為致」とある。また、元禄 15 年（1702）10 月 23 日の「源節様御代御令條之内書抜」（同上『高松藩御令條之内書抜』上巻、167 頁）には「一、御鷹部屋脇木戸并御林南はづれ之处、此度新規ニ木戸被仰付候」とあり、さらに享保元年（1716）には、領内の鳩蔵は餌指の鳩蔵以外はすべて無用との触れが鷹方より出されている（「源恵様御代御令條之内書抜」）。＜参考＞大久保治男『「鷹匠頭」等雑考（一）－彦根藩『御鷹頭取』の研究の前章として－』『駒沢大学政治学論集』駒沢大学法学部、1978 年、272 頁。宮内省式部職編纂・発行『放

鷹』1931年、343頁～362頁、376頁～378頁。

(71) 宮内省式部職編纂・発行『放鷹』1931年、10頁～11頁、142頁～143頁。

(72) 「諸国当城之図」(広島市立中央図書館「浅野文庫」蔵)は、広島藩浅野家が軍事目的のために17世紀末頃時点における全国154城を編集したとされるもので、讃岐国高松城には「エサシ丁」の名が見える(原田伴彦・矢守一彦編『浅野文庫蔵諸国当城之図』新人物往来社、1982年、128頁)。享保10年(1725)前後の高松城下図によれば、鷹匠頭吉原文太夫の屋敷が御林東門前に移っており、以後幕末まで同位置に定着している。また、餌指町は宝暦12年(1763)の城下図以降は町屋となっている(柴田勅夫編著『高松城下武家屋敷住人録・上』五星文庫、1980年、129頁、137頁)。高松藩では、寛文8年(1668)4月の「火事之砌番所之定」に「御鷹部屋 山内角之逐 右与共」とあり、御鷹部屋の存在がいかに重要視されていたかが分かる(「源英御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜・上巻』香川県立文書館、1998年、105頁～106頁)。
＜参考＞江戸では享保10年(1725)に岡鳥問屋・水鳥問屋ができ、鷹部屋―鳥問屋―餌鳥請負人―餌指という流れで、指示や餌鳥調達がなされるようになったが、讃岐でも高松城下新湊町年寄に鳥屋仁左衛門、丸亀城下富屋町・米屋町・農人町年寄に鳥屋九兵衛の名が見え、餌鳥調達御用との関連性も考えられる(根崎光男「江戸周辺の諸鳥飼育―幕府綱差の身分と付御用―」『人間環境論集』第8巻第1号、法政大学人間環境学会、2008年、1頁～14頁。大友一雄「將軍の鷹狩と身分―御鷹の餌鳥御用と餌差―」『国史学』第161号、1996年、63頁～99頁。同「將軍の鷹狩と江戸の鳥問屋」『史料館研究紀要』第28号、1997年、79頁～118頁。安田寛子「近世鷹場制度終焉期における御鷹部屋管理の動向―御鷹部屋洗掃除と餌鳥請負人を中心にして―」『地方史研究』第290号、2001年、6頁～7頁。同「幕末期における餌鳥請負人の動向と『冥加』の実態」『日本歴史』第637号、吉川弘文館、2001年、51頁～68頁)。城下町の特色については、西成典久「海城町・高松における都市構造上の特異性に関する研究―海との関係に着目した近世城下町の構図比較―」『香川大学経済学部研究年報』第57号、2018年、25頁～63号。川合康「江戸初期における瀬戸内城下町・高松の空間構造―『高松城下図屏風』の検討を通じて―」福武財団、2025年。松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究・増訂版』吉川弘文館、1971年、261頁、311頁～312頁。渡辺理絵『近世武家地の住民と屋敷管理』大阪大学出版会、2008年。三好昭一郎「徳島城下町の成立について―初期豪商層の存在形態を中心として―」『郷土研究発表紀要』第15号、1970年、150頁。後藤雄二「十七世紀の城下町仙台における侍の居住パターン」矢守一彦編『城下町の地域構造』名著出版、1987年、347頁～371頁。森下徹『武士の周縁に生きる』、吉川弘文館、2007年、204～241頁、等が参考になる。

(73) 香川県編・発行『香川県史』第3巻・通史編・近世I、1989年、403頁。拙稿「藩政成立期における藩主の「鵜鷹逍遙」的行為の政治文化史的意義―初代讃岐松藩主松平頼重の藩政における「遊獵」「舟遊」等の位置づけ―」『高松大学研究紀要』第58・59合併号、2013年、23頁～27頁。下館時代の松平頼重については、内山俊身「水戸藩松平頼重の下館入封について―近世初頭の入封業務と地域民衆―」茨城近世史研究会編『茨城史林』第30号、2006年、37頁～38頁。
＜参考＞大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造―將軍(徳川)権威の一側面―」『国史学』第148号、1992年、31頁～60頁。盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」『歴史学研究』第622号、青木書店、1994年、1頁～15頁。同『中世の贈与と負担』校倉書房、1997年、133

- 頁、140 頁、148 頁、234 頁、304 頁～305 頁。福田千鶴「近世初期福岡藩における鷹場支配の展開」『展望日本歴史 13』東京堂出版、2000 年。山名隆弘『戦国大名と鷹狩の研究』纂修社、2006 年。根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』吉川弘文館、2008 年。岡崎寛徳『鷹と将軍』講談社、2009 年。宮内省式部職編纂『放鷹』（復刻版）吉川弘文館、2010 年。
- (74) 吉田重幸監修・中西勉編『造園史・特別史跡栗林公園（原稿版〔引継書〕）』2004 年、2 頁。『高松藩祖松平頼重傳』松平公益会、1964 年。村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』雄山閣出版、1985 年、149 頁～151 頁。根崎光男「徳川御殿の時期区分論：将軍の鷹狩を中心に」『人間環境論集』法政大学人間環境学会、2020 年、1 頁～34 頁。中島義一「水戸藩御殿の歴史地理学的考察」『駒澤地理』第 20 号、駒澤大学文学部地理学教室、1984 年、83 頁～92 頁。同「紀州藩御殿の歴史地理学的考察」『駒澤大学文学部研究紀要』第 40 号、1982 年、85 頁～101 頁。原史彦「尾張領内御殿の存亡と機能（上）」『徳川林政史研究所研究紀要』第 56 号、徳川黎明会、2022 年、51 頁～81 頁。同「尾張領内御殿の存亡と機能（下）」『徳川林政史研究所研究紀要』第 57 号、徳川黎明会、2023 年、81 頁～111 頁。
- (75) 堀純子「高松藩主の御鷹野をめぐって」香川県立文書館編・発行『香川県立文書館紀要』第 18 号、2014 年、55 頁～86 頁。『白鳥町史』白鳥町、1985 年、154 頁～155 頁。鷹狩の目的には①民情視察②軍事訓練③身体鍛錬④家臣団知行所支配の実態把握⑤家臣等の剛弱究明⑥色欲調節⑦土風刷新とその高揚⑧他領国の情勢探索⑨地方支配の拠点づくりなどがあつた。国替領主として讃岐高松に入封した松平頼重の場合は、一早く領内統治体制を築く必要があり、連日のように「遊獵」に出かけているが、その意図するところは第一に領内状況の実態把握と民情視察、第二に藩士の心身を鍛錬して戦時に備えての軍事訓練を行うとともに、藩政成立期において圧倒的な軍事力を領内に誇示することによって重要な地方支配の拠点づくりを行うことにあつたと推測される。特に鷹狩は将軍や大名の権威と統治権力を象徴する行為であり、政治的に重要な役割を担っていた。すなわち藩主が鷹狩に出掛けることは、その土地の所有関係を超越した支配権掌握を地元承認させるとともに、鷹狩によって捕獲した獲物を家臣や領民に振舞うことによって、彼らに主従関係や上下関係を再確認させるという政治的儀礼の意味を持っていた。軍事訓練の要素が強い鷹狩には追鳥狩・鹿狩があり、追鳥狩は雉狩が多く戦陣を模して行われ、鹿狩は騎馬・鉄砲隊を繰り出して大規模に行われる軍事的デモンストレーションであつたと考えられ、その際に造られた御殿や御茶屋等の休宿施設や整備された御成街（海）道等は、いざという時の軍事施設や軍事道（海）路としての側面を持っていたと思われる（村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』雄山閣出版、1985 年、144 頁、150 頁。根崎光男「鷹狩りが守った江戸近郊の自然」農文協編『江戸時代にみる日本型環境保全の源流』農山漁村文化協会、2002 年、188 頁。同『将軍の鷹狩り』同成社、1999 年、1 頁～3 頁、24 頁～30 頁）。
- (76) 岡崎寛徳「鷹をめぐる大名の交際―津軽藩を中心に―」『地方史研究』第 285 号、2000 年、35 頁～53 頁。『弘前藩庁日記』全 4、534 冊（弘前市立弘前図書館蔵）は、寛文元年（1661）から慶応 4 年（1868）に至る藩政の公式記録で、弘前城中の記録である「国日記」3、308 冊（寛文元年 6 月～元治元年 12 月）と江戸屋敷の記録である「江戸日記」1、226 冊（寛文 8 年 5 月～慶応 4 年 3 月）からなる。
- (77) 8 代将軍徳川吉宗の鷹狩の復活は、武芸奨励政策の一環として行われたとされ、享保 2 年 5 月 3

- 日から武芸掛の若年寄大久保常春より狩獵・武芸に関する指示が出され、享保13年3月25日には供奉の番士・鷹匠・鳥見の馬術上覧が行われている（横山輝樹『徳川吉宗の武芸奨励―近世中期の旗本強化策―』思文閣出版、2017年、23頁～25頁。同「江戸幕府武芸奨励と若年寄―『武芸若年寄』についての考察―」『大阪学院大学・人文自然論叢』第88号、2024年、51頁～55頁。同「徳川吉宗の武芸上覧」笠谷和比古編『徳川社会と日本の近代化』思文閣出版、2015年、120頁）。諸藩の武芸振興政策については、今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』不昧堂書店、1967年（修訂版：第一書房、1989年）、190頁～208頁、に詳しいが、高松藩では、5代藩主松平頼恭が武事・文事に「何れも御堪能に被成候」とあり、家臣に対しては「武術の義は申に及ばず、高松の学校並江戸御邸内にも学問所御取建、経史講習詩文章の業をも修行被仰付候」とされ、その遺志を受け継いだ6代藩主松平頼眞は安永9年（1780）に「講道館」を創建して「館の北に演武場二区を開き、西は交槍を習い、東は撃剣を教え、門外東北に習騎、西南に試射」の鍛錬の場を設けるなどして「文武粲然擁和之氣有り」と記され、藩校等を通じて家臣に対して文武を奨励している（『増補高松藩記』172頁、281頁～282頁、575頁～576頁）。
- <参考>笠谷和比古「吉宗の享保改革と18世紀の徳川社会」『徳川社会と日本の近代化』思文閣出版、2015年、41頁～44頁。根崎光男「享保期における放鷹制度の復活と鷹場環境保全体制」『人間環境論集』第7巻第1号、法政大学人間環境学会、2007年、1頁～33頁。岡崎寛徳「享保期における鷹献上と幕藩関係」『日本歴史』第621号、2000年、54頁～70頁。大石学「享保期鷹場制度復活に関する一考察」竹内誠編『近世都市江戸の構造』三省堂、1997年、189頁～208頁。100頁～122頁。村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』雄山閣出版、1985年、8頁。
- (78)「源定様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜・下巻』香川県立文書館、1999年、42頁～43頁。
- (79)「源欽様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜・下巻』香川県立文書館、1999年、56頁。
- (80)小川太一郎ほか『高松城主とその時代背景』1987年、106頁～109頁。稲毛家文書35「殿様御泊り所川東村下宿割」。
- (81)「源愨様御代御令條之書抜」天保3年閏11月13日条。天保4年「殿様白鳥宮江御参詣夫々御鷹野被遊段被仰出候付一件留」（寒川郡石田西村三浦家文書）。白鳥町史編集委員会編『白鳥町史』白鳥町、1985年、160頁～162頁。琴南町誌編集委員会編『琴南町誌』琴南町、1986年、218頁～224頁。天保6年「殿様御鷹野被仰出候ニ付峯筋御往来道法方角絵図指出之控」（西村家文書）。同6年「殿様御野合ニ付御小昼所川東村円勝寺ニテ一足遣済書出帳」（稲毛家文書）。文政6年2月7日の阿野郡北川津村への御鷹野御供には御鷹方10人、御鷹方物書1人、御鳥才頭、御足軽1人、御餌指14人、御犬引1人、御鷹犬1疋、御鷹方仲間13人がいた（高木家文書）。
- (82)嘉永4年「殿様御泊御鷹野之節香川郡東御通行之村々諸入目御見届帳」（別所家文書）。同年「殿様御泊御鷹ニ付引田村御泊所一件留」「殿様御鷹野会ニ付三本松浦泊り所入目明細書出帳」（寒川郡石田西村三浦家文書）。嘉永4年3月の香川郡東由佐村への御鷹野御供には、御鷹方12人、御餌指6人、御鳥掛才頭御足軽1人、御鷹方（御中間19人、御手鷹師下4人、獵師1人）がいた（稲毛家文書「殿様東五郡御泊鷹野御供御人数并馬改由佐村継所遣済覚帳」）。
- (83)丸尾寛「別所家文書にみる高松藩の郡林制度について」『香川県立文書館紀要』第11号、香川

県立文書館、2007 年、3 頁～4 頁。「源英様御代御令條之内書抜」香川県立文書館編『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、1998 年、50 頁～51 頁。鷹狩に関連した地名として、『東讃郡村免名録』に「阿野郡南山田下村畑屋敷免鷹所・鷹飛」、『全讃史』に「鷹林山 香東郡安原の奥阿讃の交に在り」、『増補三代物語』には「安原郷安原上村 ○御鷹山 物言川之上也」と記されているほか、「鷹の巣」（琴南町仲野）という地名や「鷹の巣山」（綾上町）という山が現存している。大名屋敷の中の鴨場は、本来郊外の広い野原で行われる鷹狩を身近に楽しむために造られた人工のバード・サンクチュアリであり（今橋理子『江戸の花鳥図ー博物学をめぐる文化とその表象ー』講談社学術文庫、2017 年、308 頁）、現在、実際に鴨猟を行っているのは、宮内庁の新浜鴨場（市川市）・埼玉鴨場（越谷市）の 2 か所、鴨場の遺構が残っているのは、浜離宮恩賜庭園内の庚申堂鴨場と新銭座鴨場（東京都）・栗林公園内鴨場（高松市）・天赦園内鴨場（宇和島市）の 4 か所で、合計 6 か所ある（服部勉・進士五十八「浜離宮庭園における鴨場についての研究」『造園雑誌』第 57 巻第 5 号、日本造園学会、1994 年、1 頁～6 頁）。このうち讃岐高松藩の鴨場は、嘉永 5 年（1850）以前、10 代頼胤の頃に造営されたとみられる。＜参考＞根崎光男「水戸家鷹場の構造とその特質」村上直編『幕藩制社会の地域的展開』雄山閣出版、1996 年、37 頁～76 頁。福田千鶴「近世初期福岡藩における鷹場支配の展開」『地方史研究』第 231 号、地方史研究協議会、1991 年、18 頁～37 頁。同『江戸時代の武家社会ー公儀・鷹場・史料論ー』校倉書房、2005 年、150 頁～157 頁。文化庁文化財保護部「御鴨場猟の習俗」『狩猟習俗 I』国土地理協会、1973 年、189 頁～199 頁。内田清之助「我國独特の鴨猟に就て」日本野鳥の会編輯『野鳥』第 2 巻第 5 号、巢林書房、1 頁～9 頁。来見田博基「『湖山鴨堀』と周辺環境の変化に関する試論ー『高草郡湖山村御鴨堀絵図』の紹介ー」『鷹・鷹場・環境研究』第 3 号、2019 年、115 頁～124 頁。湖山鴨堀は、鳥取池田藩 7 代藩主池田斉邦（在位 1798～1807）が文化 2 年（1805）をさほど遡らない時期に造ったが、造営にあたっては幕府鷹匠頭山口屯の影響があったとされるので（『鳥取藩史稿本 歴代世家二』藩政 No. 2）、高松藩の栗林荘鴨場の造営に際しても幕府鷹匠の関与の可能性が想像される。

- (84) 『白鳥町史』白鳥町、1985 年、160 頁～161 頁。
- (85) 高松藩では、明暦元年（1655）に城下近辺をはじめ領内での諸鳥殺生が禁じられ、これに反した者には過料を申し付けることが定められた（源英様御代御令條之内書抜）。鉄砲猟師に対しても鳥打を禁じており、竿による鳥殺生も限られた者にのみ認められた権限であり、それ以外は「盗殺生」と呼ばれて御法度とされていた。宝暦 6 年（1756）の「小鳥札」及び安永 2 年（1778）の「小鳥竿殺生」の鑑札発行によって藩士に対する鳥殺生の鑑札制度が整い、鑑札を持たない者による盗殺生については、享保 20 年（1735）に「盗取之殺生」を取り締まるために、鷹方より鳥見を指し出して密かに見分を行うことが周知された（源恵様御代御令條之内書抜）。
- (86) 前掲書（76）。岡崎寛徳「享保期における鷹献上と幕藩関係ー津軽家を事例としてー」日本歴史学会編『日本歴史』第 621 号、吉川弘文館、2000 年、65 頁。＜参考＞越坂裕太「『御鷹』の献上・下賜」藤實久美子「『御鷹』拝領と『御鷹ニ面捉飼』鳥類の時献上」福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、2021 年、179 頁～191 頁。192 頁～196 頁。
- (87) 拙稿「藩政成立期における藩主の「鵜鷹逍遥」的行為の政治文化史的意義ー初代讃岐松藩主松平頼重の藩政における「遊猟」「舟遊」等の位置づけー」『高松大学研究紀要』第 58・59 合併号、

2013 年、27 頁～28 頁。＜参考＞「狩る王の系譜」とは、古代中国の帝王は野獣を狩り、それを神への犠牲にしたとされ、「中原に鹿を追う」とは帝王が遂行すべき国家的な祭祀の犠牲として鹿を確保することで、それが王権の争奪を意味するようになったと伝えられる。日本でも『日本書紀』雄略天皇 4 年 2 月条には、葛城山で一事主という神と鹿狩を楽しんだ雄略天皇は「徳の有る天皇」だと評され、天皇にとって狩猟は神との交流であり、そこで自然の力の象徴である野生動物を捕捉することが、そのまま社会の秩序を創る権力の源泉となったのである。武家政権になっても源頼朝は、建久 4 年（1193）に富士の裾野で大規模な巻狩を行い、統治者としての資格を神に問うている。室町時代には鷹やその獲物の献上・下賜儀礼化が進んで重要な政治文化となり、信長や秀吉もこの先例を引き継いで朝廷の伝統的な権威を利用しようとした（中澤克昭編『人と動物の日本史 2＜歴史のなかの動物たち＞』吉川弘文館、2009 年、46 頁～48 頁、52 頁、62 頁）。家康も自ら鷹狩を好んで行い権力者の実力を直接内外に示するとともに、鷹や鷹の獲物の献上・下賜儀礼をそのまま支配を象徴する国家的儀礼として定着させて幕藩体制の維持強化に努めた。頼重が国替領主として高松に入封して以来、連日のように「遊猟」に出掛けた政治的文化的背景には、このような「狩る王」の系譜があったと思われる。

「食す国の伝統」とは、中国の『書経』周書洪範に「八政。一は食と曰す」とあり、「食」は国政の 8 大業務の筆頭に挙げられている。古代日本でも「食国（おすくに）」という語がしばしば文献に登場し、岡田精司は「（各地から）献ぜられた、支配者の象徴としての神聖な食事を高御座に坐した天皇が食べることにこそ<ヲスクニ>の実態があった」（岡田精司『古代王権の祭祀と神話』塙書房、1970 年、30 頁）と述べ、9 世紀の説話集『日本霊異記』（下巻、第 39 縁）には「食す国の内の物は、みな国皇の物なり」とあり、王が国内の獲物を「食す」ことそのものが統治を意味していた。そのために各地の産物（山野河海の動物を含む）を貢納物として都に集めたのである。『延喜式』によれば、讃岐から交易雑物として鹿子皮が 15 張、鹿革が 20 張、年料雑菓として鹿角が 5 具、鹿茸が 5 具、貢進されている。天皇は、これらの地方から貢納された獐贄の鹿や猪を食さねばならなかった。それが天皇の地方支配を形式的・儀礼的に確認する象徴的行為であったためである。このように野生動物を狩ることが王の権力の源泉となり、また、その獲物を食することで政治的支配権を確認するという、動物を仲介とする政治は、武家社会になっても引き継がれ、特に鷹や鷹の鳥をめぐる贈答・下賜儀礼は連鎖性をもって身分の上下関係の確認や社会的秩序の形成に大きな役割を果たしたのである。

- (88) 実際に生駒藩の西島八兵衛及び高松藩の小早川式部・稲田家等の屋敷地跡からは、カモ・キジ・サギの他に大型のニワトリ等の鳥類の動物遺存体が多く出土し、コウノトリも確認されるなど、当時の上級武士の鳥類を含む日常的な食生活の一端を知ることができる（香川県埋蔵文化財センター編『香川県警察高松北警察署建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 高松城跡』香川県教育委員会、2018 年、140 頁。山元素子「武士の食事―高松城跡（高松北警察署）の調査結果から―」香川県埋蔵文化財センター「考古学講座」43、平成 29 年、3 頁）。「大殿様御意之趣覚書」『香川県立文書館紀要』第 12 号、2008 年、71 頁～82 頁。＜参考＞佐々木潤之介「藩家臣団の展開過程」『幕藩制国家論（下）』東大出版会、1984 年、44 頁～48 頁。笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、1993 年、164 頁～165 頁、175 頁。
- (89) 8 代将軍徳川吉宗は鷹狩を復活とともに、諸家の鷹狩に関する秘書を蒐集して新写させており、

- 高松藩でも『鷹之書』を書写させた可能性がある（福井久蔵『諸大名の学術と文芸の研究』上巻、原書房、1976年、310頁）。現在、香川県内には、寛永15年に石川芳兵衛が書写した「鷹三百首和歌」が冠纓神社に奉納されており、多度津町の林求馬邸には『鷹の音つれ 全』（写本）が収蔵され、大内郡与田山村の渡瀬家には「政頼流鷹方事」が所蔵されている。また、小豆島の高尾壽収集文書には文化5年版の『由利惟野居鷹・巻之五』及び安政3年版の『武用辨略・鷹犬之部 巻之八』がある。＜参考＞中澤克昭「鷹書の世界－鷹狩と諏訪信仰－」五味文彦編『芸能の中世』吉川弘文館、2000年、267頁～286頁。鷹書研究会（中部大学）編・発行『鷹の書』2008年。三保忠夫『鷹書の研究－宮内庁書陵部蔵本を中心に－』下冊、和泉書院、2016年、1795頁～1798頁。二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』三弥井書店、2018年、289頁～290頁。中本大「放鷹文化と鷹書類の研究」科研費研究成果報告書、2017年、1頁～3頁。藤實久美子「鷹書と出版文化」福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、2021年、308頁～324頁。島田勇雄「放鷹諸流と鷹詞との関係についての試論－武家礼式における小笠原流諸派の基礎的研究」『神戸大学文学部紀要』第4号、1974年、97頁～98頁。
- (90) 大名庭園における鴨場が細密な鳥類図譜を制作する機会と視線を育む場となった（今橋理子『江戸の花鳥図－博物学をめぐる文化とその表象－』講談社学術文庫、2017年、129頁～135頁、276頁～291頁、310頁）。香川県歴史博物館編『高松松平家所蔵衆禽画譜：水禽・野鳥』香川県歴史博物館友の会博物図譜刊行会、2005年、104頁、108頁～115頁。松岡明子「高松松平家伝来博物図譜の研究（「美術に関する調査研究の助成」研究報告）」『鹿島美術財団年報』第22号、2004年、245頁～255頁。
- (91) 香川県歴史博物館編・発行『松平家歴史資料目録Ⅱ・絵画Ⅰ』2003年、18頁、22頁、38頁、40頁～43頁、47頁、50頁、53頁、64頁、71頁。香川県教育委員会編・発行『歴史博物館整備に伴う収蔵資料目録・平成7年度』1997年、532頁～534頁。香川県立ミュージアム編・発行『自然に挑む・江戸の超グラフィック－高松松平家博物図譜－』2019年、26頁～31頁、81頁、120頁～123頁。水野裕史「日本における鷹図・鷹狩図の研究概要と展望」『鷹・鷹場・環境研究』第1号、2017年、48頁。松岡明子「絵師三木文柳考」『香川史学』第29号、2002年、56頁～79頁。『金刀比羅宮秘蔵の絵画展』香川県文化会館、1976年。『町史ことひら4』琴平町、1997年、493頁、501頁。『白鳥町史』白鳥町、1985年、1198頁。この他高松領内には江戸中期の源内焼「二探松に鷹図角皿」（香川県立ミュージアム蔵）が残る。因みに京極丸亀藩関係では、丸亀市立資料館に、鷹狩文化に関連した絵画として、京極高豊の「梅花小禽獸図、桜花小禽図」双幅、京極高矩の「山水飛燕図」双幅、松平頼尚の「松鶴図」1幅、また、佐々木氏の流れを汲む京極氏ならではの伝来品として、犬追物関係故実書の「犬追物絵図」『佐々貴家犬追物本紀』『佐々貴家犬追物古実巻』『佐々貴家犬追物検見矢評議巻』、室町時代に恒例化した將軍の京極家への御成記録『將軍家御成記佐々貴家古実』が保存されている（丸亀市立資料館編・発行『丸亀市立資料館収蔵資料目録』2002年）。香川県立ミュージアム編・発行『丸亀京極家一名門大名の江戸時代－』2012年、107頁～108頁。